

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	5 9		
総 務 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 6 年 3 月 1 5 日 (金)	開会 閉会	午前 8 時 5 8 分 午後 0 時 3 8 分	会場 須崎市総合保健 福祉センター 2 階 会議室 1
出席者	委 員 長 高橋 祐平 委 員 大崎 宏明 委 員 宮田 志野 委 員 松田 健 委 員 佐々木 學 委 員 西村 泰一			
市側出席者	副 市 長 (平井 和久) 会計管理者兼会計課長 (中山 明) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 企画情報課長 (宮本 良二) プロジェクト推進室長 (國澤 豊) 元気創造課長 (松浦 すが) 人権交流センター所長 (松浦 永治) 防 災 課 長 (久万 敏幸) 税 務 課 長 (森光 和明) 文化スポーツ・観光課長 (堅田 典寿) 地域安全対策推進監 (八木 俊之) 【事務局】局長：嶋崎 貴寿 次長 梅原 靖博			
欠席者	副委員長 土居 信一		記録者	谷脇 弘
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 2 号	須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について			原案可決
市議案第 3 号	須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について			原案可決
市議案第 4 号	須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 5 号	須崎市監査委員の事務執行に関する条例及び須崎下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 6 号	須崎市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例について			原案可決

市議案第 1 6 号	専決処分の承認について	承 認
市議案第 1 7 号	令和 6 年須崎市一般会計予算について	原案可決
市議案第 1 8 号	令和 6 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 1 9 号	令和 6 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 7 号	令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）について	原案可決
市議案第 3 3 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 4 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 5 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 4 4 号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 4 5 号	債権の放棄について	原案可決

総務常任委員会記録《令和 6 年 3 月 15 日》

○午前 8 時 58 分 開議

~~~~~

○高橋（祐）委員長＝皆様、おはようございます。

おそろいのごさいますので、少し早いすけれども、ただいまより総務委員会を開催いたします。

土居委員より病氣療養をため欠席の届けがでておりますので、御報告いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、総務委員会に付託されました議案の審査を行いますので、よろしく願ひいたします。

市議案第 2 号 須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○高橋（祐）委員長＝まず、市議案第 2 号須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝おはようございます。

市議案第 2 号須崎市海のまちづくり推進施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書 4 ページから 7 ページでございます。本議案は、海のまちプロジェクトの取り組みの一環で整備した須崎大漁堂及び須崎のサカナ本舗を須崎市海のまちづくり推進施設と位置づけ、それらの施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

5 ページをお願いいたします。まず、第 1 条、設置では、本市の水産業をはじめとする地場産業の推進、観光客誘致による地域活性化の拠点として、住民福祉の増進を目的に、海のまちづくり推進施設を設置することとしています。第 2 条では、名称及び位置を表記載のとおりとし、第 3 条から第 5 条では、利用許可等、利用許可の取消し等の届出、利用許可の取消し等について規定し、第 6 条から第 8 条では、使用料、使用料の還付、減免について、第 9 条では、目的外使用等の禁止について

規定しています。第10条、第11条では、原状回復の義務、損害賠償について、第12条、第13条では、遵守事項、入場制限について定めております。第14条、第15条では、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務について、第16条の利用料金については、指定管理者に管理を行わせる場合は、別表の使用料の範囲内で市長の承認を得て、利用料金を定めることとしております。第17条では、委任について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。また、別表では、それぞれの施設の区分ごとの使用料を定めております。

以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝この貸出しをすることになりましたことについて、どうしてでしょうか、それをお伺いいたします。

○高橋（祐）委員長＝貸出しですか。

○宮田委員＝貸し出しすることになったいきさつについてお伺いいたします。

○宮田委員＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝須崎大漁堂については令和4年の12月、須崎のサカナ本舗については令和5年の11月にそれぞれオープンしたわけですが、いろいろ地域住民の皆様とか各団体の皆様から、部屋を貸して会議とか会合とかに使いたいという要望もございまして、このたび指定管理の方向で考える当たって、貸し出しするという方向で規約を検討させていただきまして、今回、公の施設として整備して管理していく中で貸出しをするを行いたいと考えました。以上です。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝この貸出日の条件というのは設けているんでしょうか。

○高橋（祐）委員長＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝貸出日の条件、その営業日の中であれば柔軟に対応はしていきたいと思いますが、何日以内の利用日の期間の制限というのは特に設けておりませんが、ケースで柔軟に対応していきたいと思います。以上です。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝大漁堂のほうは営業してるわけですから、そこに食べにこられた方が来て閉まったりしたらすごびっくりすると思うんですよ。周知とかそういう貸し出しすることになりましたら、いろいろ十分にしていくことが必要だと思いますので、そういう方法もよろしくお伺いいたします。そういうことになりましたら、お願いしておきます。以上です。

○高橋（祐）委員長＝ほかにはございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 3 号 須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定 について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 3 号須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝おはようございます。

市議案第 3 号須崎市お試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について御説明します。

議案書 8 ページから 11 ページでございます。本議案は、市外から本市へと移住を検討している方に、一定期間、本市の気候風土及び本市での生活を体感することで本市への移住を促進することを目的としており、このたび市が高知県教職員住宅を借り上げ、お試し住宅としての整備が完了したため、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

第 1 条では、設置目的を、第 2 条では、名称を須崎市お試し住宅とし、位置については、須崎市多ノ郷甲 1139 番地 150 と規定しております。第 3 条では、お試し住宅の管理について定め、第 4 条では、利用期間を 1 泊から 31 泊以内とし、延長することができないものとしたしております。第 5 条では、利用対象者について、移住を検討しており、旅行等の宿泊利用でない者と定め、第 6 条から第 8 条までで、利用の許可、不許可、また、許可の取消し等についてそれぞれ規定いたしております。第 9 条では、使用料を定めており、1 泊から 3 泊までを 4,500 円とし、4 泊以降、1 泊につき 1,500 円としたしております。第 10 条では、市長が特に必要であると認める場合を除き、納付された使用料については還付しないものとしたしております。

次に、第 11 条から第 14 条までで、修繕費用の負担、利用者の責務、利用者に

制限される行為、利用者が遵守する事項をそれぞれ定めております。第15条では、市長が必要だと認めるときはお試し住宅に立ち入ることができることとし、第16条から第18条までで、原状回復の義務、損害賠償の義務、お試し住宅での事故に関する責任をそれぞれ規定するとともに、第19条で委任事項を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝暮らすさきの仕事量がまた増えるわけですが、今でもなかなか忙しいのですが、暮らすさきのほうの委託料とかは少し上がったりはしてるんでしょうか。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝来年度の委託料ということだと思いますが、お試し住宅の管理についても、暮らすさきのほうに管理であるとか利用に関しても受付もしていただくことにはしておりますが、若干委託料については、その分は、見込んだ形では委託料計上はさせていただいてるところです。

○高橋（祐）委員長＝よろしいですか。

ほかにはありませんか。

松田さん。

○松田委員＝このお試し住宅は前向きに取り組まれる事業として賛同するものなんですけれども、全て委託をする相手先が暮らすさきの現状を我々、経営とか活動を見ている中で、もう少し積極的に不動産業とか営業ができる団体を新たに検討する必要があるんじゃないかと思います。事業自体は賛同できるけれども、委託先に関しては疑問があります。なので、今後、稼働率であったりとか、あるいは営業の仕方、単なる受動的に買手が来たものに対して、こんなものがありますからどうですかと言うんじゃないかって、積極的な活動ができなかった場合は、委託先に関しては、ちょっと毎回報告伺うようなことも気にかけて管理をしっかりと営業報告のほうでしていただきたいなと。以上です。

○高橋（祐）委員長＝返答は大丈夫ですか。よろしいですか。

○松田委員＝反対するものではないので、いいですけども、稼働状況によっては、委託先について、事業は反対しません。もう積極的にどんどん増やしてもらいたいんで。委託先をもう少し新たにつくるとか、もう少し積極的にできる事業体を不動産屋さんとか、あるいは、そういった若い、活動的にやれるところを新たに検討されてはどうかと。

○高橋（祐）委員長＝副市長。

○平井副市長＝言われるとおり、移住のほうは来年はちょっと我々としても力を入れたいと思っていますので、暮らすさきさんは当然ながら今までやっていただいているので、いろんなやり取りといいますか、できてるといいうのもあります。今年少しこういう拡充する事業もあるんですが、ちょっと我々、移住全体の考え方として、ちょっと市長の答弁で申し上げたとおり、移住のターゲットをただ絞るという意味じゃなくて、少しこういった形という、ターゲットもちゃんと狙いを定めてやっていきたいなと。

それから、来年ちょっと庁内の体制も、先ほど言いましたとおり、移住の数、例えばデータベースとして抑えてる件数であるとか、それから実績もどういうふうに増えてるのかというあたり、ちょっと全庁的に確認しながら進めたいかなと思ってますので、そういったところを含めて、委託先まで変えるありきということではないんですけども、当然ながら、その中で広がりも出てくると思いますので、全体的にちょっと移住に力を入れていくという中で、移住先の、委託先のところも含めて、ちょっと検討しながら進めたいと思いますので、しっかりと進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松田委員＝ぜひよろしくお願いします。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございませんか。

海地さん。

○海地委員＝この住宅の稼働というか、どんだけ年間でここへお試しで来てくれるような人を見込んでるのかなというところをちょっと聞いてみたいなと。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝こういう形でお試し住宅というものを新たに設置をするので、稼働率、どれぐらいの方が来てくださるのかというところはちょっと自分たちも見込みがつかないとかというところではあるところです。移住相談会であるとか様々なところで御紹介をして、ぜひ須崎市に来ていただいて、須崎市の風土であるとかいろんなものを体感していただきたいなというところを、できるだけ多くの方に来ていただきたい。PRは、できるだけ多く発信はしていきたいと考えております。

○高橋（祐）委員長＝海地さん。

○海地委員＝それで言うたら、今、松田委員さんが言われたように、やはりいろんなところへ網かけながらやっていかんと、なかなかはい言うて、幾らあれしても来ていただけないんで、いいところを見ていただけないんで、その辺はやはりしっかりと議論をしていただきたいなと思います。またよろしくお願いします。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝今回この5条に、確かにお試し住宅の条例ということなんで、お試しっ

という言葉で公開条例作るのに移住者をターゲットにしていくことは理解するがやけれど、須崎市の今の現状で、住友大阪セメントと休転に来よう、20日間ぐらい来る。それは完全に、当然移住で来るわけではなくて、仕事で作業で来ゆがやけれど、あるいはカヌーで合宿で行ったり来たりする人たちのニーズというのは非常にあって、この3泊以上が割安になるということでのお試し住宅という範囲の捉まえ方について、今後その移住を考えるというのであれば対象になるとか、この条例の考え方をストレートに取れば、完全に移住を考えた人じゃないといかんと提起されちゅうがやけれど、検討するもんとしたら、みんな検討できるわけですね。

ここの捉まえ方、ちょっとものすごく利用率、さっき海地委員も言われたけど、我々はそれを元気創造課が考えんずつ持ちちゅうやったらすごく残念。これが空き家がどおんと増える上で事例となるので、範囲を、お試し住宅でなくて長期借入住宅みたいな、そういう展開も考えるのかどうか、ちょっと聞いときたいなと思います。

○高橋（祐）委員長＝答えられますか。

元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝お仕事で来られた方という、今回、利用される方については移住を検討しているっていうところで、確かに松田委員おっしゃるとおり、口頭での自己申告って言うたらあれですけど、移住を検討していますっていうところで、それが仕事なのかどうかというところが確かに確認はしづらいところではあるっていうのは課内でも、暮らすさき、NPO法人ともそういうお話は出ておりました。ただ、やっぱり利用する中で、須崎市にもしその方が移住っていうことにつながるのであれば、あまりそこにハードルを高くして移住をする方やないといかんっていう使い方ではなくて、やはり使うことで須崎市への移住を考えていただけるやったら、それも1つの方法やないかっていうことで、今回、この移住を検討している方というところで定めております。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝理解をしました。なので、ほぼ全員が該当するというぐらいの理解で、須崎市をよく知ってもらった上で、須崎市に今後仕事に来た方でも可能性があるんであればというぐらいに我々も考えた上で位置づけはしていきます。肥大解釈をしてどんどん何でもかんでも旅行者に貸すというわけではない上です、この2項にあるので、そこは別途、履き違えのないようにはもちろんするようにはしますので、この条例に関してはそういう理解をして、広がることを願いたいと思います。

○高橋（祐）委員長＝海地さん。

○海地委員＝休憩お願いします。

○高橋（祐）委員長＝暫時休憩いたします。

午前 9 時 16 分 休憩

午前 9 時 19 分 再開

○高橋（祐）委員長＝それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにはございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 4 号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例等の一部を改正する条例について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 4 号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝おはようございます。

市議案第 4 号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきまして御説明をいたします。

議案書は 12 ページから 14 ページでございます。本議案は、地方自治法の一部改正や総務省からの運用通知に基づきまして、令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため関係条例の改正を行うものであります。

13 ページからの改正内容でございますが、第 1 条では、須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正として、第 3 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。第 15 条の次にフルタイムの会計年度任用職員に係る勤勉手当の規定として、第 15 条の 2 を加えております。第 23 条第 1 項中「以下この条」を「以下この条及び次条第 1 項」に、「6 箇月」を「6 月」に改めるとともに、パートタイムの会計年度任用職員に係る勤勉手当の規定として、第 23 条の 2 を加えるものでございます。

続きまして、第 2 条では、須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正といたしまして、第 15 条第 1 項第 1 号中「及び期末手当」を「、期末手

当及び勤勉手当」に改め、同項第 2 号中「及び期末手当」を「、期末手当、勤勉手当及び退職手当」に改めることといたしております。

次に、14 ページ、第 3 条では、須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正として、所要の改正を行うもので、第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削り、第 8 条第 1 項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上でございます。

○高橋(祐)委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋(祐)委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋(祐)委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 5 号 須崎市監査員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋(祐)委員長＝続きまして、市議案第 5 号須崎市監査員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 5 号須崎市監査員の事務執行に関する条例及び須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書 15、16 ページでございます。本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の引用条文につきまして、条項の繰下げによる整備を行うものであります。

16 ページ、第 1 条では、須崎市監査員の事務執行に関する条例の一部改正とい

たしまして、第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。第9条中「第243条の2の2第8項」を「法第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

第2条、須崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましても、同様の趣旨で、第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することといたしておりますが、第2条の改正規定は、公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第6号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第6号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第6号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は17ページから20ページとなります。本条例は、マイナンバー法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例となっておりまして、第4条で、個人番号の利用に係る事務を定めているものでございますが、平成29年

4 月 1 日付で乳児医療等の医療費の助成に関する事務の所管課が、市長部局の健康推進課から教育委員会部局の子ども・子育て支援課に移管されましたが、その際に、本条例の改正漏れが生じていたため、今回、本議案による一部改正によりまして、適正化を図るものであります。

18 ページから 20 ページの改正内容といたしましては、第 4 条で規定する事務区分の別表第 1 及び別表第 2 を記載のとおり改めるもので、乳児医療に関する事務の機関を市長から教育委員会に改めるとともに、表の区切りの順番と法令番号等の位置などを整えることといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝これ、改正漏れということですが、どうしてそういうことになったのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝理由といたしましては、単なる事務の事務上の処理ミスであったというふうに理解をいたしております。

○高橋（祐）委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 16 号 専決処分の承認について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 16 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝議案書 57 ページ、市議案第 16 号専決処分の承認につきまして御

説明いたします。

本議案は、令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告を申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊、補正予算書 1 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 2,705 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200 億 6,036 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、引き続き各所管課から御説明を申し上げます。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝市議案第 16 号令和 6 年 2 月補正について御説明いたします。

補正予算書の 6 ページ、第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 6 目企画費、すさきがすきさ応援事業費の増額更正 4 億 625 万 8,000 円、すさきがすきさ応援基金更正減 2 億 625 万 8,000 円、また、すさきがすきさ災害支援事業費 5,000 万円について御説明します。

これまで、ふるさと納税の歳入を 34 億円と見込み必要経費を計上させていただいておりましたが、年度末までの基金の状況では 34 億円を超える見込みとなるため、今回 36 億円を歳入予算とし、再度、必要経費を計上させていただいたものでございます。

また、すさきがすきさ応援基金積立金の更正減に関しましては、9 月の駆け込みが予想以上に多く、その申込みに伴う返礼品の調達や送付に係る費用など、想定以上に経費が必要になったことから、役務費及び委託料が不足することが判明したため、その額を積立金から減額したものでございます。

次に、すさきがすきさ災害支援事業費につきましては、本年 1 月 1 日に発生しました令和 6 年能登半島地震より被災した自治体に代わり、ふるさと納税による寄附金を受け付け、その業務を代行することで被災自治体の負担を減らし、復興への支援を募る災害代理寄附に要する費用でございます。

現在、石川県珠洲市をはじめ、災害代理寄附の合意を得られた 11 自治体の寄附を受け付けており、2 月末までで 1,000 万円を超える寄附の申込みをいただいております。寄附の受付期限は 3 月 31 日までとしており、受領証明書の発行等に係る手数料等を差し引き、各自治体に寄附金として送金させていただくことといたしております。

次に、地方創生臨時交付金事業といたしまして、すさきがすきさ地域振興券事業更正減 445 万 5,000 円につきましては、事業費の確定及び決算見込みによる減額更正でございます。

次に、7 ページの一番下になります、第 7 款商工費第 1 項商工費第 2 目商工振興費につきましては、須崎市食品加工業継続支援事業費補助金に係る費用となっております。

ります。補助金の概要といたしましては、食品衛生法の改正により新たに営業許可が必要となった漬物製造業や水産製品製造業など、各業種を対象に営業許可の施設基準を満たすための食品加工施設の整備及び改修、機器導入等に係る経費に対し補助金を交付するものとしております。補助上限額は、個別施設においては100万円、共同施設については、補助率3分の2で200万円までとし、また予算額は2,500万円といたしております。現在、直販所がある団体にも御協力をいただきまして、事業者の皆様にお声がけしながら周知を図りつつ、取り組みを進めているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝先ほどの漬物業者などへの支援金ですけども、支援制度がもう少し早くできてたらよかったかなという思いがあります。私たちも強く求めてこなかったというところは反省すべきところかと思うんですけど、でも、この制度ができたことによって新たに続けようという方の声もいらっしゃいますので、本当にそれはよかったかと思えます。これ、5月31日までにということですけども、その後とかの申請はどうなるんでしょうか、お伺いいたします。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝この交付要綱は、令和6年度末、令和7年3月31日までの交付要綱となっております。令和6年5月31日までに営業許可をしないと事業の継続が難しいということでございますので、一旦もし、お漬物であったりとか、そういう製造をやめられた方であっても、令和3年の5月末時点で事業を営んでいた方については支援ができる仕組みになっていますので、もし食品衛生法の改正によって一旦ちょっとやめられた方でもできるような制度にはしております。引き続き周知を図りながら、できるだけ続けてやっていただきたいと思いますし、もしこの補助金があることで、もう一回やってみようと思われる方がいらっしゃったら、ぜひこの制度を活用していただきたいと思いますと考えております。

○高橋（祐）委員長＝ほかにはありませんか。

松田さん。

○松田委員＝今回、食品衛生の許可が変わるということで、この取り組みを須崎市の先進的な、過去3年に遡って支援するという考え方、県内でもなかなか事例のない取り組みだと評価をしていますし、支援することはいいことなんですけれど、2つちょっと疑問点というか、すべきやり方に関して、ちょっと質疑もしたいと思います。

まず、須崎市内で今回漬物ということをすごくクローズアップしちゃうわけです

けど、水産加工なんかも、加工業もある中で、須崎市が支援のメニューはつくるけれども、こういった支援をするのは、国とか県だったら外郭へ移管して、しっかりと、移管してというのは、こういうサポートをする事業をどっかに移管して、しっかりとサポートするような体制を取る事業が多いんですけれど、さっき元気創造課に、どれくらいの事業者がおって、何を加工しゅうのか、リストはあるのって言ったら、それは調査はできていませんということで、市としてなかなかそういった、干物業者さんが何者います、例えば漬物作る人が何者います。あるいは、そういった小さな個人事業でやりゆう事業所を把握した上で予算を上げるのだったら、そのうちの60%、70%ぐらいのが利用しそうだとかっていうことでの予算上げとかをしてきてるのかなと思って聞いたら、事業所の把握はできてないという中で20件ぐらいを想定したりとかされてるので、今回、非常に漬物ということは声は聞いていて、もう事前に加工業、改修された方もおるので、非常にいい事業だと思うんですけど、水産でも今、市場の若い衆らあでちょっと魚を卸して、高知市へ行商しゅう人らあも困っている声も非常に大きい中で、何でそういうところへもう少し配慮もできた、今回の制度もできなかったか。

今回の水産製品の製造事業は、新しい6種の食品衛生の加工の中に入っちゃうので、もう少し緩やかな取り組みできるような、須崎市でせつかく、県と連携はしちゃうとは言いながらも、緩やかに須崎市独自の助成制度ということだったらできなかったことはないんじゃないかなと思うので、そこを配慮してもらいたかった。議論をしようたら、その点についてはお答えいただきたいんですけれど。

2点目は、この食品衛生の改正があるのは2年ぐらい空いている間があった中で、ゴールに近づいた中でこうやって出てきた提案なんですけれど、こういった法を改正するたびに事業者さん、小規模な、苦しめられるのは事業者側なんで、そこはもう少し配慮をしてあげれるようなことがしっかりとできるような体制で事業ってできなかったかなと。それはさっき言ったように、会議所であつたりとか、事業所を把握できて、農協であつたりとか、そういったところに委託をしてこういった支援、調査をして、まず、これを周知ができるような体制ってできなかったかなというのが2点目です。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝まず、事業所の把握っていうところなんですけれども、確かに元気創造課のほうでは、お漬物を作られている方や水産の干物を作られている事業所というリストというのはありませんでした。今回、JA土佐くろしおさんとか御協力をいただいて、農協のほうから、まずは農協のほうに登録をしている事業所さん、例えばとさっ子にお漬物を出しているところ、干物を出していращやる事業所の方に、お声かけのほうを先にさせていただきました。元気創造課のほうに、こういう事業所ありますということの情報提供をしていいっていう事業者を聞いていた

だいて、そのリストを元気創造課のほうにいただいているっていうところでございます。なかなか把握をしてなかったことで、確かに予算を立てるときには、どれぐらいの方がいらっしゃるのか、どれぐらいの件数が必要なのかというところで少しちょっと悩みもしていたところでしたが、ちょっとその辺りは農協さんの情報をいただきながら、今回、この2, 500万という予算を計上させていただいたところでございます。

松田委員おっしゃるように、例えば農協さんのほうに委託をする、商工会議所のほうに委託をするということも一つ検討はしたところですが、今回、高知県の補助金のほうを活用をしている部分がございます。そこについては、保健所への営業許可取得までの手続についても、元気創造課であったり高知県の地域支援員であったりが同行して、書類の作成であるとかも、全て支援をすることに事業のスキームになっておりますので、そのことも考えまして検討した結果、委託ではなく、元気創造課のほうで直接事業をやっているところでございます。確かに配慮というところでは、情報を持ってないところで行き届かない部分もあったり周知というところが難しい部分もありますが、できるだけそういう関係団体の方に御協力いただきながら、今進めているところです。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝元気創造課の皆さん、苦労されてるのはよく、重々承知して理解をするところで。

副市長に。実は、いのの吾北とかのほうでも、やはり小規模の加工所、困っちゃうということで、知事宛てに要望に出向いて支援をお願いしたいという経緯があった中で、やはり保健所は保健所、観光部局も、直販所やりゆ農産物系とかと全くそこが取扱いの仕方が違うということで、知事のほうからも通知を出されたいということをお聞きしちゃうがですけど、どこまでそれが周知されちゃうのか。一応確認を須崎の保健所管内に、ぜひそこは須崎市側としても、保健所の立ち位置というのはもちろん理解するんですけども、今回のこの法制度が改正になった北海道の浅漬けの死亡事故から発端発起して、全国へここまで小規模の加工事業者が虐げられるこの法制度、これは、実は、国と官僚の制度の在り方に僕らは逆に物申したい側なんですけれど、これは須崎市側をお願いしたいということは、保健所側にもぜひ協力いただけるような対応を、ぜひひと声、須崎市からも声をかけちゃっていただけたら、農協であり、そういった申請をするスキームの中でもやりやすいんじゃないかと思うので、やはり保健所部局へ行ったら、かつちり物申されるので、その御協力体制をお願いしたいと思います。

○高橋（祐）委員長＝副市長。

○平井副市長＝松田委員言われるとおり、我々も実は市場の改修をしてるんですが、あそこも結局、保健所のほうが管理監督のセクションになりますので、水産のほうが

いわゆる振興になりますので、管理というのと振興というのは常に同じ組織の中でもどうあるべきかというのはずっと調整しながらやっているような状況ですので、先ほど委員おっしゃられるとおり、どうあったほうがいいのかとか、どう事業者にとっていいのかというあたりは、我々も事業者の立場に立っては進めていきたいと思いますので、確認はしてまいりたいと思います。

それと、冒頭に戻りますけど、やっぱり事業者の支援というのはなかなか、100%できてくかというところと難しいところもあります。逆に言うと、事業者の方は御商売というところもありますので、どれぐらいのところを御支援をしながらやっていただくかというところの兼ね合いもありますので、当然、お困りの声というのはお聞きもしながら、今回で言うと、JAさんとか団体の皆さんとも話をしながら、どういった形で進めていくのかがいいのかというのは考えていきたいと思ってます。

事業者の支援の在り方というのは、本当にいろんな業種もありますし、いろんな段階、規模も本当に大きな事業者もあれば小さいところもありますので、どういった形が一番いいのかというところも考えながら進めてまいりたいと思いますので、ありがとうございます。

○松田委員＝お願いします。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝法改正に伴う、もう事業者への負担が大きくなることに対しての行政の支援がこうやってあることは非常にありがたいことです。ただ、今までやれてきた具体例上げと、市場で3枚に下して、高知市内の飲食店持って行ければよかったのができなくなって、産業に衰退、食文化としても業種の在り方としても、これは法が変わったけでできなくなる。それで問題が起きているわけではないので、それに対して行政から支援をしてる。農林水産課はこの総務委員会ではないので、これはないんですけれど、そこは今回のこういう制度でできるのであれば、それを一番関係者もやりたいと言っているんですね。解釈の仕方なので、ぜひ、そこはまた検討もお願いできれば、皆さん具体的に、三面囲んで加工場があればやりたいとおっしゃっているので、そういったことも支援も含めて、こういう制度をせっかくつくっていただいた、それも専決でやられちゃうので、柔軟に対応していただきたいなというのがお願いでぜひしたいものです。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 17 号 令和 6 年度須崎市一般会計予算について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 17 号令和 6 年度須崎市一般会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、市議案第 17 号令和 6 年度須崎市一般会計予算につきまして、総務課所管分から御説明をいたします。

初めに、別冊、令和 6 年度当初予算主要事業説明書をお願いをいたします。主要事業書によって説明をさせていただきます。

7 ページでございます。第 1 款議会費、細目 01 議員人件費は、14 人の議員報酬、期末手当、共済費で、前年度並みの 8,267 万 9,000 円となっております。

続きまして、8 ページ、細目 03 議会運営費は、議会活動に要する経費で 675 万 5,000 円。内訳は、講師謝礼報償費や旅費、議長交際費、需用費、役務費、会議記録反訳や議会だより委託料、使用料、全国議長会負担金や政務活動費などの負担金補助及び交付金及び公課費となっております。

続きまして、9 ページ、第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費の細目 03 会計年度任用職員雇用経費は、報酬、手当、共済費、災害補償費、旅費の合計 5,016 万 4,000 円となっております。

10 ページ、細目 04 総務管理費につきましては、872 万 4,000 円で、市民表彰をはじめ、個人情報保護や情報公開、入札関係等、総務管財係が所管する総務全般経費となっております。

11 ページ、細目 05 人事管理研修費 1,549 万 6,000 円は、人事管理及び職員の資質向上のための研修に要する経費で、職員採用試験をはじめとする委託料及び各種システムに係る使用料、賃借料が主なものとなっております。前年度比増額要因といたしましては、環境省への研修職員派遣による使用料及び賃借料の増額や、新たに食料費を計上したことなどによります。

13 ページ、細目 07 例規管理費は、データベース及び紙媒体での例規システムの管理に要する経費として、委託料及び使用料等で 396 万 9,000 円であります。

次に、15 ページ、第 3 目財政管理費、細目 01 財政管理費 621 万 2,000 円につきましては、主に地方公会計更新業務委託 357 万 5,000 円、財務会計

システムリース料に係る使用料及び賃借料で200万5,000円となっております。

続きまして、17ページ、第5目財産管理費、細目01市有財産管理費6,295万5,000円は、市有財産管理に要する経費で、庁舎の光熱水費や修繕料、電話料、清掃・管理業務委託、本庁3階空調取替えや総合保健センター会議室床張り替え工事などとなっておりますが、前年度比455万5,000円の増額要因は、市役所の電気設備大規模更新工事の設計業務委託を新たに計上したことによるものでございます。

18ページ、細目03公用車集中管理費は、総務課で管理する22台分の公用車の需用費、役務費、備品購入費、公課費であります。令和6年度に6台を処分し、新たに電気自動車を4台リースすることといたしております。前年度比255万3,000円の増、803万8,000円となっております。

次に、19ページ、細目04施設等整備基金積立金2億35万5,000円につきましては、主に給食センター整備や公共施設老朽化対策のための任意積立てに要する経費で、令和5年度より2億円といたしております。

20ページ、細目10公共施設緊急修繕事業費1,000万円は、経年劣化等による各種公共施設の緊急修繕に対応するための箇所づけなしの枠予算となっており、令和5年度より新たに予算化をいたしております。

次に、62ページまで進んでいただきまして、第8目交通安全対策費、細目01交通安全対策費218万7,000円は、交通安全指導員報酬をはじめ、交通安全対策に係るソフト事業に要する経費となっております。

63ページ、細目02交通安全施設整備費600万円は、カーブミラーやガードレール等の安全対策費及び交通安全施設の設置、修繕等に要する経費となっております。

64ページ、第9目諸費、細目01防犯対策経費は、各種会議費負担金ほか防犯灯設置補助金で363万6,000円となっております。

66ページ、細目03国庫返還金は、国庫返還金に要する経費として、枠として300万円を計上をいたしております。

続きまして、80ページになります。80ページでございますが、第2款総務費第4項選挙費第1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会委員報酬をはじめ、選挙管理委員会の事務等に要する経費59万6,000円となっております。

81ページ、2目選挙常時啓発費、細目01選挙常時啓発費11万7,000円は、明るい選挙推進協議会に要する経費となっております。

次に、基幹統計に要する経費でございますが、82ページ、第5項統計調査費第1目総計調査総務費、細目02学校基本調査費は1万2,000円、83ページ、細目08全国家計構造調査費は123万円、84ページ、細目09国勢調査費は1

8 万 2, 0 0 0 円、細目 1 0 農林業センサスは 2 3 5 万 9, 0 0 0 円となっております。

8 6 ページ、第 6 項監査委員費第 1 目監査委員費、細目 0 2 監査委員費 4 1 7 万 4, 0 0 0 円は、2 名の監査委員及び会計年度任用職員の報酬をはじめ、監査の実施及び監査委員事務局に要する経費となっております。

次に、別冊予算書、一般会計予算書のほうをお願いいたします。市議案第 1 7 号、別冊資料をお願いします。9 ページ、第 3 表、地方債でございますが、起債の目的別に、公共事業等 9 0 万円、災害復旧事業 3, 8 2 0 万円、緊急防災・減災事業 2, 5 2 0 万円、辺地対策事業 2, 0 0 0 万円、過疎対策事業 4 0 億 8 9 0 万円、公共施設等適正管理推進事業 9 0 0 万円、緊急自然災害防止対策事業 6, 3 1 0 万円、緊急浚渫推進事業 2, 7 0 0 万円、臨時財政対策債 1, 8 0 0 万円の総額 4 2 億 1, 0 3 0 万円を限度とし、起債の方法は、証書借入れ、または証券発行、利率 4. 5 % 以内、償還の方法につきまして、記載のとおり定めるものでございます。

以上、総務課所管分でございます。

○高橋（祐）委員長＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室の所管分の御説明を申し上げます。

当初予算主要事業説明書のほうをお願いいたします。1 2 ページでございます。1 2 ページ、企画管理費 6 7 2 万円は、主に市長公務に要する費用で、出張旅費、交際費、使用料のほか、市長会などの負担金となっております。

次に、3 5 ページ、高知大学地域連携推進事業費 2, 0 0 0 万円。この事業は、高知大学と連携し、様々な事業に取り組んでいくものです。令和 6 年度の取り組み内容は、これまでも実施をしております、じぶんがすきさ子ども育成事業、アトリエフォーキッズに 3 7 8 万円、また、地域課題や地域の潜在的価値を都市部に住む方々と一緒に考え、地域の発展や新たな魅力づくりを目的とする逆参勤交代コースの開催委託料 2 2 0 万円、大学の 7 5 周年記念事業への補助金 1, 2 0 0 万円、須崎総合高校の総合的な探求の時間での大学生による授業支援 1 9 6 万 5, 0 0 0 円などとなっております。

続きまして、3 9 ページ、プロジェクト推進事業費 1, 8 4 6 万 7, 0 0 0 円でございます。主なものは、令和 6 年度より業務を所管することになりましたドローン関係といたしまして、ドローンの設定や操縦講習受講料 6 7 万 4, 0 0 0 円、オープンウオータースイミングのライブ配信委託料に 2 7 5 万円、ドローン本体 1 機購入のための 6 0 万 1, 0 0 0 円となっております。また、市政全般への助言等を受ける地域力創造アドバイザー業務 5 6 0 万円、地方創生に関心のあるデジタルの知見を持つ人材と、地域住民が地域課題の解決に向けた D X の推進や関係人口の創出などを目的に、政策アドバイザー委託に 3 2 4 万円、本市のこれからの計画や様々

な取り組みに持続可能な地域社会の実現に向けたSDGsの考えを取り入れ、また、各施策へ反映するためのSDGsアドバイザー委託として518万4,000円、また、このたび高知新港へ、来年度以降もクルーズ船が多く寄港することになっておりますので、その寄港した際の高知新港でのポートセールスを須崎市内の事業者の方に出店していただくために、ポートセール出店料と、出店するための高知新港協会負担金3万2,000円などとなっております。

次に、42ページをお願いいたします。企業等誘致促進事業費2,402万8,000円ですが、これ、浦ノ内に工場を整備した高知アイスへの補助金となっておりますが、事業開始から3年以内の雇用条件にまだ達していないため、6年度も予算措置を行うものです。

次に、47ページ、地域おこし協力隊費1,327万4,000円は、須崎総合高校の魅力化に1名、このほど始めました、釣りバカシティブロジェクトの担当2名分、計3名の経費で、報酬、共済費、旅費のほか、住居費用などとなっております。

また、48ページの地域おこし協力隊活動費267万円は、この3名の協力隊員の活動に要する経費で、旅費や消耗品費、公用車リース料のほか、須崎総合高校の生徒が制作するソーラーボートやかまどベンチの材料費、釣りバカ担当は、また釣り情報の発信などの業務に要するパソコンの購入費用などとなっております。

次に、50ページでございます。脱炭素推進施設整備事業費1,000万円は、本市に立地する企業の地球温暖化対策につながる経営投資に要する費用の一部を支援することにより、地域産業の振興及び雇用の安定化を図ろうとするものでございます。

続きまして、56ページ、釣りバカシティブロジェクト推進事業費612万3,000円は、世界で一番釣り人に優しいまちをテーマに、釣りを通して本市を売り出していこうとするものでございます。主な取り組みは、釣り大会の開催やインストラクターの招聘、釣り具メーカーや販売店との連携、初心者、ファミリー層へのレンタル釣り具の整備、また、ホームページの作成、「釣りバカ日誌」のキャラクター使用に係る著作権使用料などとなっております。

次に、57ページで、観光クラスター整備事業939万4,000円は、海のまちプロジェクトの取り組みの一環であります、海のまちホテル事業整備に要するもので、活用を予定しています岩井レコード店、錦湯の設計業務となっております。なお、岩井レコード店は鑑定評価が終わり、現在、所有者と交渉中であり、物件の取得はまだでございますけれども、設計業務の財源を予定しております国の交付金スケジュールの関係で、予算措置が必要なことから計上しているものでございます。

次に、58ページ、海のまちプロジェクト推進事業費3,017万円は、海のまちプロジェクトの推進に要する経費で、主な取り組みでは、須崎駅のコインロッカ

一の管理委託 60 万円、海のまちづくり推進施設指定管理委託料として 1,800 万円、海のまちプロジェクト推進協議会への補助金 1,150 万円となっております。

次に、59 ページでございますが、図書館のある海のまち創り基金積立金では、基金利子収入として積立金を 1,000 円を計上しております。

以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝まだ説明中ではございますけれども、この際、10 分間休憩いたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

○高橋（祐）委員長＝少し早いですけれども、皆様おそろいのごようですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝それでは、企画情報課所管分について御説明を申し上げます。

令和 6 年度当初予算主要事業説明書の 14 ページをお願いします。文書広報費は、広報「すさき」の発行等に要する経費でございます。主な内容は、広報の配布に御協力をいただいております各自治会等の連絡員への報償費として 200 万円、広報配布用袋などの需用費として 10 万円、県議会だより・県政だよりの折り込み、配布手数料、シルバー人材センターへの配布手数料などの役務費 271 万 1,000 円、広報編集、印刷に要する費用として委託料 605 万 2,000 円、備品購入費として広報用のカメラ購入費用 30 万円、負担金補助及び交付金として日本広報協会負担金 2 万 4,000 円で、合計 1,118 万 7,000 円となっております。

続きまして、21 ページをお願いします。企画費の主なものでは、報酬として総合計画審議会議員の報酬 15 万円、報償費として、市政 70 周年記念式典開催の際の手話通訳報償費として 2 万円、旅費 7,000 円、需用費としては、事務用消耗品費、ふるさと大使消耗品費、印刷製本費、桐間温泉のポンプに係る修繕費や電気料などで 111 万円、役務費として郵便料や、多文化共生のアンケート調査に係る翻訳手数料などで 33 万 3,000 円、使用料及び賃借料として、駐車場使用料 1 万 5,000 円、負担金補助及び交付金としては、高幡広域市町村圏事務組合への負担金 459 万 3,000 円と地域振興総合協議会過疎部会への負担金 26 万円の合計 485 万 3,000 円となっております。

次に、38 ページをお願いします。まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費は総合戦略の推進に要する経費で、現行の総合戦略が令和 6 年度までの予定となっ

ていることから、令和 7 年度からとなる新しい総合戦略を策定するに当たり、推進委員会を開催する必要があるため、報償費として 33 万円、役務費は郵便料として 2 万円、総合戦略の中で産業振興計画に記載されている事業についての補助金 300 万円となっております。

次に、40 ページをお願いします。交通対策事業費の主なものは、需用費として、久通及び吾桑地域でそれぞれ運行している車両の修繕料 10 万円、役務費として、同じく各車両の任意保険料と定期点検料、タイヤ交換手数料などで 30 万 9,000 円、備品購入費として、バス停のベンチ購入費として 37 万円、負担金補助及び交付金 907 万 6,000 円の内訳は、中土佐町廃止代替バス利用負担金 40 万円、高陵交通が運行しております須崎梶原線と須崎土佐市線について、高陵地域生活バス路線運行維持補助金として 831 万 6,000 円、多ノ郷北部地域での予約型デマンドタクシー事業における補助 36 万円となっております。

次に、41 ページをお願いします。少子化対策事業費は、人口増を目的として 39 歳以下の新婚夫婦を対象とし、婚姻に伴う住宅取得費用などの一部について補助するもので、新婚新生活支援事業費補助金として 135 万を計上しております。

次に、44 ページをお願いします。すさきがすきさ奨学金返還支援事業費では、若い世代の人材確保と本市への定住を図ることを目的として、奨学金の貸与を受けて大学などに進学した者が本市に居住し、奨学金の返還を行う場合、返還額の一部を補助するもので、新規 15 件、継続 74 件程度を想定し、奨学金返還支援事業費補助金として 1,052 万円を計上しております。

次に、53 ページをお願いします。私立学校施設整備支援事業費は、明德義塾中・高等学校が本市に整備した寄宿舍への補助金で、令和 6 年度分として、補助金上限 2,000 万円を見込んでおります。

次に、60 ページをお願いします。まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金は、利子収入の見込みを基金に積み立てるものでございます。

次に、61 ページをお願いします。情報管理費は、情報システムの維持・管理・更新等に要する経費で、主なものでは、報償費として、自治体 DX 推進委員会報償費で 4 万 5,000 円、需用費は、消耗品費、住民情報システム納付書印刷・製本費、情報機器等修繕料で 71 万 1,000 円、また、役務費では、郵便料と、6 年度は職員が使用する庁内パソコン、プリンターの全入替えがあることから、入替えに伴う機器廃棄処理料 314 万 8,000 円、県内自治体と県を結ぶ回線や本庁と出先機関を結ぶ回線接続に要する費用 152 万 5,000 円の合計 467 万 8,000 円を計上しております。

委託料 8,002 万 6,000 円の内訳は、庁内ネットワーク関連の保守費用として、庁内 LAN 保守委託料 627 万 4,000 円、マルチベンダーサポート委託料で 415 万 6,000 円、ホームページの運用・保守委託料として、CMS 運用

保守委託料61万8,000円、住民情報システム関係の業務帳票印刷サービス委託料として、ASP帳票印刷サービス業務委託料1,196万3,000円、災害時等の職員に対す連絡手段として、これまではメールで対応しておりましたが、それぞれの連絡と情報共有、個々の対応、情報のやり取り、確認などにおいて、メールより確認しやすく容易に効率的に対応できることからLINEWORKSを導入することとし、委託料として196万7,000円、自治体オンライン手続保守委託料として、引っ越しワンストップサービスをはじめとする電子申請システムと住民情報システムの連携プログラムの保守委託料として、自治体オンライン手続保守委託料60万6,000円、本年度、雷による機器の被害があったことから、その対策として情報機器雷対策委託料15万4,000円、職員のユーザーアカウントを管理するサーバーについて5年に一度更新する必要があることから、委託料としてADサーバー更新委託料1,078万円、庁内と学校におけるパソコン機器入替えに際して、入替えまでの4月から7月までの間、現行のプリンターの保守が必要となることから、プリンター保守委託料119万3,000円、DXの推進における庁内の研修や推進のためのコーディネーター委託料としてDX推進事業委託料300万円、現在の住民情報システムのデータを次期標準システムに対応できるよう移行する作業として、住民情報システム標準化移行業務委託料2,923万5,000円、ファイルサーバー保守委託料23万3,000円、庁内DX推進における決裁文書などのペーパーレス化のための文書管理システムについて、令和7年度から運用できる体制とするための構築について文書管理システム構築委託料808万7,000円、高知県セキュリティークラウドにおいてOSの変更に対応するため、高知県セキュリティークラウド移行設定作業委託料44万円、自治体DX推進計画の遂行に助言や指導をいただくICTアドバイザー業務委託料132万円、以上、委託料は合計して8,002万6,000円を計上しております。

使用料及び賃借料では、住民情報システムの使用料としてASP住民情報システム使用料4,725万6,000円、高知県情報セキュリティークラウドオプション使用料282万2,000円、庁内で職員が情報共有を行う機能を持つグループウェア使用料205万3,000円、職員の使用する業務端末リース料として1,799万5,000円、ほかに、LGWAN回線ルーター使用料37万3,000円、モバイルWi-Fiルーター使用料6万4,000円、駐車場利用料3,000円、ウェブ会議で利用するZoomアカウント使用料3万5,000円、グループウェアを庁外で使用するためのサイボウズリモートサービス使用料21万8,000円、イラストレーター使用料7万2,000円、以上、使用料及び賃借料では合計7,089万1,000円を計上しております。

次に、備品購入費では、パソコン等周辺機器購入費50万円、負担金補助及び交付金では、高知県電子申請サービス負担金26万8,000円、マイナンバー業務

に係る自治体中間サーバー利用負担金 6 9 7 万 7, 0 0 0 円、高知県セキュリティークラウド負担金 2 6 0 万円の合計 9 8 4 万 5, 0 0 0 円となっております。

次に、別冊、令和 6 年度須崎市一般会計予算書をお願いします。

9 ページ、第 2 表債務負担行為についてでございます。1 行目、業務端末等更新業務委託につきましては、現在、庁内の職員が使用しているパソコン及び市内学校で教職員が使用しているパソコンについて、リース契約が 3 月で切れることから、庁内及び市内学校でのパソコンについて、新たにリース契約を行おうとするもので、令和 6 年度から令和 1 1 年度までの使用料を限度額 1 億 5, 4 2 4 万 2, 0 0 0 円として計上しております。また、2 行目、文書管理システム業務委託につきましては、D X 推進の一つとして、庁内に文書管理システムを導入することで効率化を図り、業務のペーパーレス化を推進しようとするもので、令和 6 年度から令和 1 2 年度までの利用料を限度額 2, 4 1 7 万円として計上しております。

以上、よろしくお願いします。

○高橋（祐）委員長＝会計課長。

○中山会計管理者兼会計課長＝それでは、改めまして、令和 6 年度当初予算主要事業説明書 1 6 ページをお願いいたします。会計課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

会計管理費につきましては会計事務に要する経費でございまして、需用費が 2 4 万 6, 0 0 0 円、役務費が 2 6 4 万 8, 0 0 0 円となっております。役務費につきましては、この 1 0 月から公金に対しまして、支出につきまして振込手数料がかかることになりましたので、これにつきまして 2 6 4 万円を計上させていただいております。振込手数料につきましては、なるべくまとめて支出すること。また、指定金融機関の高知信用金庫様の支店等への振込につきましては無料をお願いできるということになっておりますので、支払い先にその口座があれば率先して利用するよう、各課等へ周知を図ってるところでございます。他、各課の窓口での釣銭用としまして貸付金が 3 2 万円の合計 3 2 1 万 4, 0 0 0 円を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝元気創造課所管分につきまして御説明申し上げます。

別冊、令和 6 年度当初予算主要事業説明書の 2 2 ページからでございます。初めに、カワウソのまちづくり事業費 1 3 万 3, 0 0 0 円につきましては、自然環境の保全及び意識の向上を図るための野外博物館事業を実施するため、N P O 法人四国自然史科学研究センターへの業務委託料等人件費となっております。

次のページでございます。まち全域がサービスエリア構想推進事業費 1 0 0 万円は、交流人口の増を目指した S A T 構想推進のための補助金でございまして、1 件 2 0 万円を上限として補助を行うことといたしております。

次に、24 ページ、すさきがすきさ応援事業費 13 億 1,400 万 2,000 円につきましては、ふるさと納税の業務に関する事務経費及び返礼品発送等委託料となっておりまして、事務経費の主な内訳といたしましては、郵送料、各ポータルサイト及び各クレジット決済手数料など役務費 2 億 1,498 万 8,000 円、また、返礼品発送等に係る委託料 10 億 9,865 万 4,000 円となっております。

続きまして、25 ページ、すさきがすきさ応援基金積立金につきましては、寄附金額からふるさと納税事業に係る必要経費を差し引いた 8 億 8,851 万 1,000 円を見込んでおります。

次に、26 ページ、起業家創出支援事業費につきましては、起業家やいわゆるノマドと呼ばれる二拠点など、柔軟な働き方を意識しながら活動する方を呼び込むことを目的として、対象となる起業家のニーズに対応し、その生活や仕事を支援するためのプログラムやサービスを提供する団体への補助金でございます。

次のページ、移住促進等集落維持・再生事業費 3,093 万 5,000 円につきましては、移住促進事業及び中間管理住宅管理運営業務に係る NPO 法人暮らしすきへの委託料や荷物整理事業補助金、また、住宅改修補助金などが主な内訳でございますが、令和 6 年度の新たな取り組みとして、須崎市の情報発信のための支援制度の一覧の作成や、ワーキングホリデーを受け入れた受入れ事業所への増加を目的に、受入れの際の費用に対して支援を行う補助金の創設のための費用を計上しております。

次に、28 ページ、空き家対策促進事業費 400 万円につきましては、空き家対策の啓発や情報発信、また、空き家調査に関する委託料など、課題となっております空き家対策の取り組みを進めるための費用となっております。この予算に関しましては、業務の見直しにより、令和 6 年度より空き家の総合的な窓口となる住宅建築課に移管する予定といたしております。

次に、少し飛びます。31 ページでございます。集落支援員配置事業費 616 万 1,000 円につきましては、集落活動センターあわの指定管理委託料、また、集落支援員配置のための経費でございます。

次に、32 ページ、須崎的文化創造戦略事業費 111 万円につきましては、すさきビジネスプランコンテスト開催に要する経費でございます。

次のページ、すさき街角ギャラリー運営費 1,256 万 7,000 円につきましては、指定管理委託料及び駐車場借り上げに係る賃借料となっております。

次に、34 ページ、芸術のまちづくり事業費 150 万円につきましては、現代地方譚アーティスト・イン・レジデンス須崎実施のための実行委員会への補助金でございます。

次に、1 ページ飛ばしまして、36 ページ、移住者向けお試し滞在施設運営費 26 万 5,000 円につきましては、今議会に設置管理条例議案を上程いたしており

ます、お試し住宅の運営に要する費用でございます。

次のページ、マスコットキャラクター事業費 4, 5 1 2 万 3, 0 0 0 円につきましては、しんじょう君の活動に伴う各種事業経費及び御当地キャラ祭りへの補助金となっております。

次に、4 5 ページをお願いします。地域おこし協力隊費でございますが、浦ノ内のジビエ担当 2 名分に加え、令和 6 年度より新たに元気創造課で移住に関する業務を担当する協力隊員 1 名、また、地元商品販売拡大や道の駅の E C 事業等の販路拡大等を担当する協力隊員 1 名を合わせ、4 名分の報酬、共済費、住居家賃等で、合計 1, 6 0 5 万 4, 0 0 0 円となっております。

4 6 ページ、地域おこし協力隊活動費 3 7 3 万 8, 0 0 0 円でございますが、協力隊員の活動費のほか、隊員が須崎市に定住し起業するための補助金を計上しております。

次に、少し飛びまして、5 1 ページをお願いします。すさきまちなか学舎運営費 2 0 万 9, 0 0 0 円は、浄化槽の法定検査費用など施設の管理に要する経費でございます。

次に、5 2 ページ、中間管理住宅整備事業費 1, 0 5 8 万 2, 0 0 0 円は、市が空き家所有者と賃貸借契約を締結後、改修を行い、移住者向けに貸し出すもので、その整備に係る費用でございます。

次に、6 7 ページをお願いします。第 1 1 目コミュニティ推進事業費 2 1 2 万 7, 0 0 0 円は、各地域の集会所の改修等に対する補助金 2 0 0 万円のほか、妙見山交流会館の維持管理費でございます。

続きまして、2 8 4 ページをお願いします。第 7 款商工費第 1 項商工費第 2 目商工振興費の商工振興費 5 8 4 万 5, 0 0 0 円につきましては、S A T 情報館の維持管理費用や、令和 5 年度から開始しました中小事業者の事業継続拡大への支援を行うための事業継続拡大支援補助金や事業承継等推進事業費補助金など、商工振興全般に要する経費となっております。

次に、2 8 5 ページ、道の駅管理運営事業費 9 9 1 万 8, 0 0 0 円でございますが、道の駅の施設全般の管理運営のほか、非常用照明が老朽化のため点灯しない箇所があり、その修繕工事費 4 2 0 万円を計上いたしております。

続きまして、2 8 6 ページ、重要消費者政策に対応する地方消費者行政への充実・強化事業費 3 0 4 万 7, 0 0 0 円は、消費生活相談員の人件費のほか、消費者問題に関する研修会、出前講座の開催、また、チラシのパンフレットの配布等により啓発を図るためのものでございます。

次に、2 8 7 ページ、国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業費 1 4 万 4, 0 0 0 円は、消費生活相談員及び担当職員のレベルアップを図るため、研修参加に要する費用となっております。

最後でございます。288 ページ、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費 2 億円でございます。ふるさと納税を活用しましたクラウドファンディングにより、市内における新たな地場製品の創出や事業者の創意工夫及び自助努力による取り組みを支援する補助金となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝文化・スポーツ観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝それでは、文化・スポーツ観光課におきましても、令和 6 年度当初予算主要事業説明書を基に御説明をさせていただきます。

まず、主要事業説明書の 29 ページをお願いいたします。地域おこし協力隊費 757 万 1,000 円でございます。この事業はカヌーの振興による地域活性化の取り組みにつきまして、地域おこし協力隊員を 2 名雇用し、取り組んでおりますが、その隊員の報酬や共済費、住居費に要する経費などとなっております。

続きまして、30 ページの地域おこし協力隊活動費 168 万 9,000 円でございます。先ほど御説明をいたしました隊員の活動に要する経費となっております、カヌー教室などのイベント開催に係る謝金や委託料、需用費や使用料となっております、使用料及び賃借料では公用車のリース料などとなっております。

続きまして、43 ページのほうをお願いいたします。スケートパーク整備事業費 11 万 2,000 円でございます。これにつきましては、スケートパークの整備に当たり、既に施設整備を行っておる先進地の視察等の旅費などとなっております。

続きまして、49 ページをお願いいたします。49 ページのカヌー推進事業費 114 万円でございます。この事業は浦ノ内湾の自然豊かな環境を生かし、カヌースプリントの競技の振興により地域活性化に取り組むものでありまして、負担金補助及び交付金につきましては、県外大学、高校等のカヌー合宿に対しまして助成を行おうとするものなどとなっております。

続きまして、54 ページをお願いいたします。54 ページのホストタウン推進事業費 54 万円でございます。この事業は 2020 東京オリンピックをきっかけとしたチェコ共和国とのホストタウン事業の推進に要する経費となっております、文化講演会等の開催における講師謝金や旅費等となっております。

続きまして、55 ページの野外体験施設運営費 1,818 万 3,000 円でございます。この事業につきましては、須崎市野外体験施設と浦ノ内遊具公園に関する経費となっております、浦ノ内遊具公園には家族連れの皆さんから御要望をいただいておりますトイレを新しく整備させていただき、今月から御利用いただいておりますが、トイレの施設概要につきましては、男性、女性トイレ、多機能トイレ、そして授乳室が 2 か所となっております。この事業の主な内訳としましては、野外体験施設の指定管理委託料として 855 万 2,000 円、株式会社ロゴスコーポレーションから派遣をいただいております地域活性化起業人の負担金として 560 万

円、本年度新しく整備をいたしました遊具公園のトイレも含めました公園全体の管理に関する経費として225万4,000円、遊具の補修、点検費用として40万2,000円などとなっております。また、その他といたしまして、全国の皆さんから本市に御寄附をいただきましたピアノ1台を遊具公園内に設置をさせていただき、御利用いただきたいと考えておりまして、そのピアノの収納庫の設置工事費用として50万円となっております。

続きまして、289ページをお願いいたします。289ページの観光費4,045万3,000円でございます。この事業につきましては、観光客の誘致など交流人口の拡大を目的とした取り組みや、観光施設の維持管理などに要する経費となっております。旅費や需用費、役務費等の主要事務経費を除きまして、主なものとしたしましては、まず、委託料では観光防災Wi-Fi保守点検委託料としまして23万8,000円、本市の観光漁業を発信することで、県内外から観光客等と呼び込み地域経済の活性化を図ろうとする観光漁業促進事業委託料として200万円、須崎市観光協会への教育旅行の受入れや体験型観光の推進に要する委託料として332万1,000円などとなっております。使用料及び賃借料では有料道路や駐車場使用料としまして2万6,000円、負担金補助及び交付金では高知県観光コンベンション協会会費が53万円、須崎まつり事業への資金として665万円、須崎市観光協会の補助金としまして1,283万1,000円、奥四万十高知運営負担金として500万円、株式会社JTBから観光協会へ派遣いただいております職員の負担金として560万円、また、再来年度、大阪・関西万博が開催されますが、この万博に日本国際博覧会とともに地域の未来社会を創造する首長連合の一員として本市も催事への参加を考えておりまして、そのための負担金としまして240万円などとなっております。

続きまして、389ページをお願いいたします。389ページの文化事業推進事業費45万2,000円でございます。この事業につきましては、須崎市展の開催に際し、審査員の謝礼などとして25万7,000円、令和8年度に本県で開催が予定されております国民文化祭に際し、先進地の視察費用として19万5,000円などとなっております。

次に、403ページのほうをお願いいたします。文化会館運営費7,134万3,000円でございます。この事業につきましては、市民文化会館の運営に必要な経費となっております。主なものとしたしましては、まず、委託料では指定管理委託料として5,774万7,000円、使用料及び賃借料では文化会館の第2、第3駐車場の賃借料としまして318万2,000円、工事請負費では第1駐車場に以前から設置されておりまして、既に使用不可となっておりますトイレの解体工事費としまして148万5,000円、備品購入費といたしましては、大ホールで使用するプロジェクター購入費としまして572万円、ワイヤレス及び受信機としま

して182万3,000円などとなっております。

次に、404ページをお願いいたします。保健体育総務費1,757万3,000円でございます。この事業につきましては、生涯スポーツの推進及び社会体育施設の維持管理に要する経費となっております。旅費、需用費、役務費等の事務経費を除きまして、主なものといたしましては、委託料としまして多ノ郷体育センターに係る大規模改修工事設計業務及び浄化槽清掃などの委託料といたしまして446万1,000円、備品購入費では浦ノ内湾でのカヌー合宿やオープンウォータースイミング大会などの海洋スポーツ事業で使用いたしますカタマランボートの購入費用などに446万1,000円、負担金補助及び交付金ではドラゴンカヌー大会補助金に130万円、オープンウォータースイミング大会補助金に420万円などとなっております。

次に、405ページをお願いいたします。スポーツセンター管理費5,799万6,000円でございます。この事業につきましては、市立スポーツセンターの維持管理及び運営に必要な経費となっております。主なものといたしましては、需用費ではメインアリーナの音響設備修繕費としまして35万9,000円、よこなみアリーナ入り口ドアのフロアヒンジ修繕費用としまして78万1,000円、委託料では指定管理委託料としまして5,160万円などとなっております。備品購入費といたしましては海上アスレチックの破損によるパーツ購入費といたしまして420万円、ドラゴンカヌーで使用いたしますかじの購入費として52万円などとなっております。

続きまして、406ページ、海洋スポーツパーク構想推進事業基金積立金2万5,000円につきましては、基金積立金の利子収入を基金に積み立てるものとなっております。

続きまして、最後となりますが408ページをお願いいたします。スポーツセンター整備事業費1億8,980万円ですが、この事業につきましては、スポーツセンターの大規模改修に要する経費となっております。内訳といたしましては、よこなみアリーナエントランス及び外構等改修工事費といたしまして1億6,192万円、同じく工事管理業務委託料として310万円、よこなみ運動広場バックネット等改修工事費といたしまして2,388万円、同じく工事管理業務委託料としまして90万円などとなっております。

以上となります。長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝防災課長。

○久万防災課長＝防災課です。よろしくお願いいたします。

同じく説明書68ページからをお開きください。2款総務費1項総務管理費12目防災対策費、細目01防災対策費1,243万円の主立った歳出の内訳といたしまして、需用費155万9,000円は、主に防災用消耗品として備蓄用飲料水、

ミルク等に60万5,000円、防災服購入21万8,000円、修繕費11万6,000円、電気料等12万6,000円、修繕費11万6,000円等であります。役務費245万4,000円は、防災・減災費用保険制度120万8,000円、衛星携帯電話通信料等53万円、ボート保険料7万円、安否確認機能メール回線接続費14万5,000円等であります。委託料13万2,000円は、デジタル簡易無線保守点検委託料です。備品購入費568万1,000円、災害用簡易組立てトイレ4基分の購入147万4,000円、災害時浄水装置290万4,000円、浄水装置用発電機33万4,000円、ガスパワー発電機8台97万円等であります。負担金補助及び交付金235万9,000円は、消防防災ヘリ運航連絡協議会負担金193万円、救急安心センター事業、#7119でございますが、市町村負担金に37万4,000円と、ほか協議会の負担金でございます。

続きまして、69ページ、細目02防災行政無線維持管理費944万9,000円、需用費117万円は防災無線電気料96万円、修繕費15万円、自家発燃料3万円などであります。委託料807万5,000円、東京テレメッセージとの280メガヘルツデジタル同報無線保守業務委託費に763万9,000円、J-ALERT保守点検委託料31万5,000円、消防モーターサイレン保守点検委託料12万1,000円等であります。負担金補助及び交付金10万4,000円は、県の防災行政無線運営費市町村負担金分等でございます。

続きまして、70ページをお開きください。細目04総合防災・避難訓練経費で52万円、こちらにつきましては、秋に予定する市内一斉避難訓練の経費でございます。

続きまして、71ページ、細目06自主防災組織活動支援事業費940万円、自主防災組織の活動に係る補助金でございます。

続きまして、72ページ、細目07地域防災体制整備支援事業費120万9,000円、需用費64万4,000円は、指定避難所に配備する10年保存可能のトイレットペーパー1,000ロール41万3,000円、消毒液23万1,000円、委託料50万円は、まちなか学舎を中心とした防災推進業務委託料等であります。

続きまして、73ページ、細目08木造住宅耐震化促進事業費6,407万8,000円、委託料348万2,000円は、木造住宅耐震診断委託料として、耐震診断士派遣委託料311万8,000円、耐震診断戸別訪問委託料16万円等であります。負担金補助及び交付金6,025万円は、耐震設計と改修費補助金でございますが、これまで一般質問でも申し上げましたとおり、本年度までの本市の補助上限額は耐震設計20万5,000円、耐震改修を工事費の8割かつ上限100万円までと要項で定めておりましたが、県の耐震改修補助金補助上限額が引き上げられたことを受け、耐震設計補助上限額を20万5,000円から35万6,000

円、耐震改修補助上限額を100万円から165万円と改める須崎市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の改正を行うこととしております。あわせまして、家具転倒防止対策について、本市はこれまで須崎市家具転倒防止金具等取付事業実施要項に基づき、家具転倒防止器具の取付けによる補助を行ってまいりましたが、器具等の購入を含めた須崎市家具転倒対策事業費補助金交付要綱と改めることといたしております。なお、補助上限額の変更はございません。

続きまして、74ページをお開きください。細目21ブロック塀等耐震対策事業費307万5,000円、ブロック塀の撤去改修補助金の予算で、これにつきましても木造住宅耐震化住宅促進事業の上限額改正と合わせまして20万5,000円としておりました補助限度額を県の補助上限額である40万円と改め、須崎市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の改正を行うこととしております。

続きまして、75ページをお開きください。細目22老朽住宅等除却事業費5,006万5,000円、避難の妨げとなる危険空き家を除却するための補助事業で、令和5年度より除却に係る補助金額を補助上限額10件から20件分に増額しておりましたが、本年度の本事業の申請状況から、さらなる予算枠の増額を図っております。委託料71万5,000円は、空き家不良度判定委託料50件分、負担金補助及び交付金4,935万円は老朽住宅除却に係る補助金で、不良判定委託は、本年度35件から50件、除却補助目標件数は20件から30件分の補助上限額を対象とした予算枠の増額といたしております。

続きまして、318ページからをお開きください。9款消防費1項消防費1目常備消防費、細目01高幡消防組合負担金4億3,252万4,000円、須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町で構成する高幡消防組合消防本部並びに須崎消防署の運営経費に係る負担金でございます。高幡消防本部経費負担金3,677万7,000円、須崎市消防署経費負担金3億8,998万9,000円、耐震性貯水槽設置工事負担金575万8,000円は、安和田ノ浦地区への耐震性貯水槽の設置を計画いたしております。

続きまして、319ページ、細目04救急業務協定負担金230万円、土佐市・須崎市消防相互応援協定に基づく浦ノ内地区の埋立、灰方、深浦地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金でございます。

続きまして、320ページ、2目非常備消防費、細目01非常備消防費2,715万3,000円、主な内訳は、報酬1,640万円は、消防団員報酬及び出動報酬であります。需用費464万9,000円は、主に消耗品費として災害活動用自動車保険や新入団員の装備品、消防学校教材費、消防用ホース、消防車両等のバッテリー、タイヤ等の消耗品及び修繕費、燃料費、水道光熱費等でございます。役務費141万2,000円は、車両保険、消防団員の災害活動用自動車保険、車両点検費用、各屯所浄化槽点検、くみ取り料で、備品購入費58万6,000円、背負

い式消火器具 60 台の購入費用等であります。負担金補助及び交付金 318 万円、消防団福利厚生事業費補助金 263 万 9,000 円、高陵地区消防団連絡協議会負担金 26 万円ほか各団体協議会の負担金などがございます。

続きまして、321 ページ、細目 02 消防防災設備整備事業費 2,524 万 9,000 円、吾桑、南分団の小型ポンプ積載車両更新のために購入するものであります。

続きまして、322 ページをお開きください。3 目水防費、細目 01 水防活動費として 92 万円、水防団員出動報酬 75 万円、土のう袋等に 12 万円などであります。

最後に 323 ページ、細目 02、海岸門扉管理費 295 万 9,000 円は、県より受託しております水門 15、樋門 11 の計 26 か所の門扉の管理に係る委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝それでは税務課所管分について御説明いたします。

別冊令和 6 年度当初予算主要事業所説明書の 76 ページ、77 ページでございます。

まず、76 ページの税務総務費は税務行政事務に要する経費で 1,980 万 7,000 円、前年度比 1,130 万 3,000 円の増額となっております。主なことについて御説明いたします。12 節委託料に前年度比 889 万 3,000 円増の 1,552 万 9,000 円を計上しております。委託につきましては、GIS に搭載しているデータの更新などを行うために、地番現況図異動修正業務委託 135 万 3,000 円、航空写真撮影及び写真地図作成業務委託 770 万円を新たに行うことで増額となっております。次に、18 節負担金補助及び交付金に資産評価システム研究センターなど 6 団体の負担金の合計で、前年度比 241 万円増の 406 万 8,000 円を計上しております。増額の主な理由といたしましては、地方税共同機構負担金において地方税共同機構のシステム事業費負担金の増加に加えて、令和 5 年度から運用が始まった地方税統一 QR コードを活用した電子納付に係る費用を、利用年度の翌年度である令和 6 年度に共同収納手数料負担金として負担するものでございます。

続いて、77 ページの賦課徴収費は、市税の賦課徴収関連事務に要する経費で 3,259 万 2,000 円、前年度比 445 万 3,000 円の増額となっております。内訳といたしましては、所得税、住民税申告相談などの業務量増大に対応するために会計年度任用職員を雇用する経費といたしまして 1 節報酬に 123 万 5,000 円、4 節共済費に 22 万 5,000 円、8 節旅費に通勤手当として 4 万 9,000 円を計上しております。次に、10 節需用費に事務用品費、封筒などの印刷製本費

など152万2,000円、11節役務費に郵便料360万円、預貯金等照会手数料15万4,000円、市税振込手数料19万円、法務局オンライン登記情報照会手数料11万6,000円、軽自動車情報市町村提供システム費用23万1,000円、コンビニ収納手数料150万円、eLTAX、ASPサービス利用料89万8,000円、口座振替伝送サービスのアンサーデータコード利用料70万円など、185万7,000円増の合計743万5,000円、12節委託料に地方税共通納税連携システム保守委託料23万8,000円、軽自動車関係基幹税務システム改修委託料107万8,000円、合計131万6,000円、13節使用料及び賃借料に有料道路通行料など3万2,000円、18節負担金補助及び交付金に負担金としまして租税債権管理機構負担金など370万8,000円増の1,049万6,000円、交付金としまして軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金28万2,000円、合計1,077万8,000円、22節償還金利子及び割引料に過年度還付金などに1,000万円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝人権交流センター所長

○松浦人権交流センター所長＝人権交流センターです。よろしくお願いいたします。

令和6年度当初予算主要事業説明書の136ページを御覧ください。細目02人権交流センター運営費でございます。第3款民生費第1項社会福祉費第7目人権交流センター費1,497万2,000円につきましては、人権交流センターの運営や地域福祉活動などに係る経費でございます。主な内訳でございますが、まず、第1節報酬603万7,000円は、人権交流センター運営審議会委員6名分、地域福祉調整委員6名分及び会計年度任用職員等の3名分の費用でございます。第3節職員手当等218万6,000円及び第4節共済費143万9,000円は、会計年度任用職員等3名に係る費用でございます。第7節報償費の55万2,000円につきましては、地域交流促進事業として洋裁教室、健康体操教室、料理教室などの講師謝金でございます。第8節旅費36万4,000円は、研修会等への出張旅費でございます。第10節需用費373万3,000円につきましては、街路灯とセンター内の電気料としまして330万円、そのほか事務消耗品費や燃料費等43万3,000円を計上いたしております。11節役務費51万円は、郵便料や電話料でございます。

次のページ、137ページ、細目03人権交流センター管理費290万1,000円についてであります。人権交流センターの維持管理に要する経費でございます。主な内訳としまして、第10節需用費107万4,000円につきましては、街路灯修繕費、自動ドア修繕費などでございます。第12節委託料66万4,000円は、センターの清掃や浄化槽管理等の委託料などでございます。第14節工事請負契約費98万8,000円は、センター2階のベランダの手すり修繕費、工事

の費用でございます。第18節負担金補助及び交付金11万3,000円につきましては、高知県隣保館連絡協議会などの負担金でございます。

次のページ、138ページを御覧ください。細目04人権対策費50万2,000円につきましては、人権対策に要する経費でございまして、主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金46万1,000円は、人権擁護委員協議会、須人教などへの負担金及び補助金でございます。

次のページ、139ページ、細目05人権尊重の社会づくり事業費290万4,000円は、人権教育や啓発に要する経費でございまして、主なものとしましては、第10節需用費59万8,000円は、事務用の消耗品や人権カレンダーの印刷代、第11節役務費40万6,000円は、郵便料、チラシの折り込み料、部落差別をなくする運動強調旬間講演会の講師派遣料、12節委託料180万円は須崎市人権施策総合計画改定に向けての市民アンケート、意識調査の委託費でございます。

次のページ、140ページを御覧ください。細目06人権啓発活動費66万5,000円は、講演会など人権啓発に要する経費でありまして、第10節需用費39万7,000円として、「じんけんの花」苗代購入費等、第12節委託料24万円は、人権週間の講演会の講師派遣委託料でございます。

次に、ページが飛びまして181ページを御覧ください。細目02児童センター運営費でございます。第3款民生費第2項児童福祉費第4目児童センター費39万8,000円についてでございますが、児童センターの運営に要する経費であります。主な内訳としましては、第7節報償費16万4,000円は、硬筆教室などの講師謝金、第10節需用費11万2,000円は、教室などに必要な文房具や材料費などの購入費でございます。以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

大崎さん。

○大崎委員＝かなりボリュームがあるので、一回皆休憩中にもうちちょっと見たいのもあると思うので。切りもいいので、一回ここで10分休憩しといて、ここから多分、昼過ぎまでがつり質問できるように。

○高橋（祐）委員長＝分かりました。

それでは、会議中でございますけれども、この際、10分間取りたいと思います。

11時10分まで休憩を取りますので、よろしくお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○高橋（祐）委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

大崎さん。

○大崎委員＝41 ページ、よその件は理解できましたけど、手続も説明ありましたが、これ、新築のみでしょうか、リフォームとかは対象にならないのでしょうか、御答弁をお願いします。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝昨年度までは新築のみということでしたけれども、今回から須崎市のほうは予算見てますけれども、住宅取得とリフォーム、賃貸の場合も引っ越し費用も対象です。

○高橋（祐）委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝分かりました。

発信の仕方とかはどのような手続でやっていくつもりですか。情報ですよ、この。それ、御答弁をお願いします。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝ホームページと広報はもちろん行いますけれども、チラシで行えるところはちょっと行いたいなという、そういう国のこれを使う条件か何かチラシというのがありまして、まだちょっとどこにというのは4月以降なんで、具体的な要求ではないですけれども、チラシのやつで広報するつもりです。

○大崎委員＝ありがとうございました。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございませんか。

宮田さん。

○宮田委員＝企画情報課長にお伺いします。40 ページの交通対策事業費ですけども、この中にバス停のベンチ購入費とありますが、具体的にどこの場所の購入費でしょうか。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝1 つは、市役所前のバス停を、今年度、今すごい狭い歩道に設置してますので、若干広いところに、30メートルくらい市役所側に移動をする予定で、今、工事、年度内に何とか終わるようにはしてるんですけど、そこに来年度、ベンチが置けるようであれば一つ置きたいということです。それ以外のところは、何か所か、例えばくろしお病院のどこであるとか置きたいところがあるんですけども、実際に、一番需要があるのはくろしお病院なんですけれども、病院終わった方が帰るときに立ったままということで、ただ、その道が狭くてベンチ置けるようなスペースがないというので、何分にも検討しないといけないところがたくさんありますので、ただ、予算がつけば、それ以外にもどっか置きたいということで、2 基分の予算になります。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝大間本町のローソンの駐車場で学生がよく待ってるんですけど、あそ

こは炎天下でアスファルトのところですよぐ暑いところで待ってます。ベンチもそうですけど、本当はここも屋根があつたりとか、そういうふうなこともまた行く行く考えていつていただきたいと思います。

それから、新莊駅の南のところのバス停でもすごく狭いところなので、ベンチ置いたらどうかというところがありますけども、ああいうところの対策も考えていつていただきたいと思いますので、お願いいたしておきます。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝バス停の要望はまた、ここがいいというのは言いつていただきたいと思います。

そこの下の大間本町のローソンですが、一昨年からですか、ベンチを置かしていただくように店舗側にはお願いをずっとしてるんですけども、なかなかごみが増えるとか、そういったところもちろんあります、そこはお店ですのでね、なので、そこの管理がちょっと厳しいということで、いい返事がもらえなかったというのが今の状況です。

これから、あそこもちろん立ったままというのも私どもも理解してますので、また御協力いただけるようお願いはしていきたいと思っております。

○高橋（祐）委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝63ページ、これ、もう毎年の課題ですけど、皆さん、この委員会で委員さんもいろいろ要求を預かると思います。交通安全の施設対策整備費ですけど、だんだんと増えてきておりますが、まだまだこの予算の額じゃあ、この須崎市内全体の課題解決になっていないと思いますけど、いろんなふるさと納税にしろ、いろいろなボリュームアップしてる中で、やっぱりこういう市民とかの生活に直結した安全対策費、これもうちょいやっぱり予算増額して、各地域から出てくる要望、それで我々議員が預かってる要望に対して、もっと積み残しがないような金額をつけるべきでないかと思いますが、今回も去年と変わらずという至った経緯と、今後増やしていくつもりあるのかどうか。今、段階で分かっちゃう範囲で構いません、積み残しがあるかどうかということを御答弁お願いします。

○高橋（祐）委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝工事請負費の金額につきましては、令和4年、5年と2年続けて増額をしてきた経過がありますので、いましばらくちょっと様子を見させていただきたいというのと、本年度は12か所の修繕、更新、改修をいたしました。現状では令和5年度中に要望いただいたところで9件、積み残しとなる予定です。

これにつきましては、コロナ前に戻りまして前期、後期2回に分けて工事を発注したいというふうに考えてまして、今年積み残した分については来年の前期で発注して、令和6年に要望があつた分については後期で発注したいと。ただ、去年は、昨年というか令和4年度、ちょっと大雨等の災害関連もあつたものですから、発注

したんですけど、工事業者に受注いただけなかったっていうところもあったりするので、その辺りはまた事情もあるかとは思いますが、できるだけそういう形で分割して、積み残しのないような形にしていきたいと思います。

○大崎委員＝ありがとうございました。以上です。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございませんか。

松田さん。

○松田委員＝各課ごとに、じゃあ御質問させてください。

まず、企画情報課に皆さん集中してるので、企画情報課の質問から。61ページの情報管理費の、本年度に職員さんのPCを一新するという費用を組まれてるということで、今、職員のメールアドレスが課の代表メールで須崎市は対応しゅうんですけど、以前、10年ぐらい前には個人メールアドレスでやってたものが課の代表メールになっている。これは県庁も個人メールアドレスでやってるんですけど、以前、その代表メールになった経緯が情報の共有とかであるけど、実質に職員さんが全部あのメールを、関係ないメールまで代表メールだったら見ないかんっていうこともあるので、個人メールに戻したほうが本当は効率的にいいんじゃないかって僕らは考える、僕は考えるんですけど、そういった協議をしっかりとした中でこの導入を検討されたほうがいいんじゃないかなというのが質問の1点目。

あと、LINEWORKS使われてる、災害用にぜひ活用するにはいい取り組みだと思うので、そういった前向きな検討はいいと思うんですけど、Wi-Fi、やっぱり通信っていうのは、LINEWORKS入れたところで通信環境がなかったらできないわけで、今、市の災害用のWi-Fiにしたって、こちらのアンテナがこっち向いちゅうので、ここの部分だけしか使えない、庁内の中で十分使えてない。ましてや職員さんって、自分のデスクでWi-Fi環境がやっぱり10メガぐらいの通信環境がないといかんので、市としてそういった体制をしっかりと、こういった整備事業するんであればやられたらどうですか、そういったことを協議した上でやられるのか、ちょっと御質問させてください。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝先ほどの、まず1つ目の個人メールのことですけれども、10年ぐらい前に、前みたいな個人メールがございまして、そこから代表メールに変えた経緯は、僕も細かくは聞いてはなかったんですけども、恐らく経費のことだと思います。職員二百数名分の個人アドレスで皆さんをそれぞれ割り振って、あわせて、今と同じ代表メールもそのときも当然課にもありましたので、1つ理由が、経費のことと伺ってます。

それと、もう一つの理由が、議員が御指摘されたように、個人のほうにメール来たほうが見るということですから、代表のところにも大事なメールが来るんで、個人ばかり逆に見てたら、自分の本当に大事な県からとか国からとかのメールの見

落としがあるんで、代表メールでみんなが必ず見て、漏れのないようにしてねというのが一つ大事なところだったと思います。

県とかは当然個人も代表もやってますけれども、どっちかという発信する側が県とかになると思うんですよ、もらう側よりも。うちは特に県とか国からもらうが多いので、見落としがあったら、抜かったままになってしまうので、みんな見落としが必ずないよということで代表メール一本にして、その中から自分の担当者の名前、今、入れるようにしてます。自分の該当するのは入れて、ほかの者にも、これ、この者が担当だよって分かるようにしてますので、そういった管理をすることから代表にしたというふうにしてると思います。今、須崎市ではそういう管理をしています。

個人がほしいというもちろん御意見もありますけれども、代表メールですと、その送ったやつも全部皆さんに見ることができますので、そういう御意見もあるのは十分分かってますけれども、今のところは何とか代表メールでお願いしますということで庁内の中ではお願いしてます。

次、LINEのほうですね、今、防災のほうからの災害のときとかに発信されるのが確認メールで、結局その確認したっていうボタン押して見たか見ないかっていうのも分かるようにはなってるんですけども、ほかの自治体とかで使ってるこのLINEっていうのは、皆さんもLINEお使いしてると思うんですけども、それくらい、普通のLINEと同じようにものすごく便利で、一斉もできるし、グループみたいなのもできるし、利便性も全然違いますので、今のメールですと、ある程度送る側が管理して、見る見てないを一々チェックをしなきゃいけないんですけども、そういった管理も全て簡単。それと、LINEですので過去の履歴も、メールですと途中途中に入ってくるんですけど、どうしても。そういったところがやっぱり利便性があるので、お金をかけてもこれはする価値があるということで、結構自治体も入れてるところが増えてきてますので、うちも入れたいというのがあります。

Wi-Fiですけども、これは松田委員にはいつもおっしゃっていただけてますが、おっしゃるとおりで、Wi-Fiはうちもできるだけ進めたいということはもちろん思っているんですが、なかなか思うように進んでいないというのが現状です。ですので、よさこいケーブルさんと併せて、市内のWi-Fiを含めて、各主要な避難場所といいますか、そういったところも進めてはいきたいんですけども、そこはなかなか遅くなってるというのは、もう御指摘のとおりなんで検討課題ですけども、できるだけ前向きにできるようにしたいと思います。

市内の分はよさこいケーブルさんとやってますけれども、先日、市内の分がよさこいケーブルさんの金額も表示されたんですけども、思った以上に高かったので、私もちょっと、そこはもう一度協議が必要だなというふうには思っています。期待

をしすぎたかなというのがありましたので、またそこはケーブルさんと協議しながら進めていきたいと思います。

庁内の各所の件については、肝に銘じて今後頑張っていきたいと思います。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝理由なりは分かりますけれども、いや、メールに関しては、経費がかかることは、僕は、理由にはならない。効率のほうで、みんな時給、2,000円も3,000円もなる職員さんが、230人がみんなそんなことをしてたら、本当の効率のいい業務かどうかというのは疑問に思うので、代表メールは必要ですよ、もちろん。あつて、個人メールというのが必要な職員さんらが業務しゅうで、必要であれば経費かかってもやるべきやないかなと、あつていいんじゃないかなということを申し添えて、こういったシステムを入れ替えるときに、そういったことを検討した上でしっかりと協議をして、効率的な業務ができるように体制を組む。前例に倣ってということではなく、一例に、その10年前に、個人メールアドレスがあると、プライベートな情報を流すって、それは別の問題ですよ、コンプライアンスの問題として、それはやる人がおったってしょうがない。それはコンプライアンスの問題で、僕らは市民にサービスをいかにやっていくために効率的な仕事ができる環境を市役所の職員は持つかというほうがポイントだと思うので、それは改善策として検討してもらいたいのがお願いする事項です。

それと、LINEWORKSに関してなんですけど、これも実は市の職員さんがそうやってやるっていうことで、LINEWORKS使われてるのは、今、各自治体でやりゆうのは、市民がこんな災害になってる、こんな市道が陥没になってるっていうのをLINEWORKS使って市民から建設課に報告があるLINEWORKSをやりゆうわけですよ。それを第一前提に考えてこれを導入してくれたらええがやけど、災害用やと言っていて、職員さんが災害のときに使うっていうものだけでなく活用してってもらいたい。前例はたくさんありますよ、LINEWORKS使って市民が市に陳情なり要望したり報告をしたりする、そのシステムを組んじやってもらいたい。その条件の予算やったら大賛成で反対しません。ただ、職員だけが使うと言うやったら反対させてもらいたい。のが、LINEに関して。

それと、Wi-Fiのそのできない理由も10年間聞いてます。一向に進まんじやないですか。もうどんどん進化してます、通信環境というのは。衛星でも来てますよ。衛星を今、導入するべき時期に来てて、そりゃ光も大事やけど、最高にけどもう被害が起きたときには衛星しかない手段ですよ。そういったことを導入すべきじゃないかなと思います、どうでしょうか。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝Wi-Fiにつきましては、今、10年前からおっしゃってるということで、そこを、ごめんなさい、私のほうでそれほど以前から御指摘あるっ

ていうのは存じ上げておりませんでしたけれども、私が今の段階で、市役所含めて、今ある無料W i - F i の箇所が非常に少ないというのは、それは実感しておりますので、以前御指摘されたように。その部分は改善するようにはしていきたいとは思っております。

L I N E W O R K Sについては、おっしゃってるように、建設課のほうが利用するとか、そういったことも含めて検討はしたいというふうに考えております。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝できない理由は、もう、副市長ないと思うので、この通信環境、災害のときの人命に関わる通信だと思うので、ライフラインとして市道の整備と同様に通信インフラはしっかりと予算をつけてやってほしいです。でないと、いざというときに活用できんものは、幾らあっても意味がないので、そこはぜひこの際、W i - F i、今度導入せないかんと、文化会館もしかりでしょう、だって470万円入れてプロジェクター入れるのに、インターネットが使えんプロジェクター、意味ないんですよ。そういったところもやっぱりしっかり予算づけをした上でやってほしいので、そこは企画情報課長、よろしくお願いします。

○高橋（祐）委員長＝副市長。

○平井副市長＝今幾つか頂いた点なのですが、特に災害に関して、今年、少し課長触れましたけども、D Xの推進の計画というのを本庁、初めて作りまして、6年度、来年度から取り組んでいくということで組んでます。その計画の柱として、いわゆる市民の方のD Xですね、それから産業のD X、それと我々の庁内、行政のD Xですね、3本柱で進めているということなので、防災になると、恐らく行政と市民の方のD Xに関わってきますので、外部の委員さんもいらっしゃいますので、そういった面でしっかり取り組んでいけるようにしたいと思います。特に取り組みは本当に限らない形でいきたいですので、そういったところもまとめていきたいと思っています。

それとあと庁内のアドレスのほうもちょっと、私はすみません、出元の所属のほうは個人アドレスがありましたので、改めて経緯も含めまして、庁内の検討会ありますので、庁内のW i - F i とアドレスはもう一度確認のほうをして検討したいと思っています。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございませんか。

松田さん。

○松田委員＝続いて、文化スポーツ・観光課長にお伺いをしたいと思います。55ページの野外体験施設運営費の野外体験施設指定管理委託料、ロゴスさんに560万円、浦ノ内の遊具の委託もロゴスさんに220万円ですよ。これ、これだけの経費を使って、月に換算すると90万円ぐらいの支出をしゅう中で、ロゴスじゃなくても、これぐらいの経営できるやないかって思うぐらいのレベルの経営じゃない

のかなと不思議に思うぐらいの活動だと成果が思われるので、こういったロゴスは経営をして、どういう戦略で、こういった発信をして、こういった経営ビジョンもあるのか、もう一度この指定管理の在り方について、ちょっと簡単でいいので、っていうことで。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝先ほど、指定管理の在り方ということで御質問いただきました。

今、ロゴスさんのほうも、令和4年度のほうが5,700人くらいの集客でしたが、去年は夏場、ちょっと雨の状況、週末の雨とかもあって、やや集客のほうも落ちているところなんですけど、まだ3月まで終わってないんですけど、大体5,000人あたりになるんじゃないかというふうになってます。あと、バーベキュースタジアムとか、先ほど5,000人は宿泊のみになりますけど、あとバーベキューとかカフェの分もありますんで、ロゴスさんとしまして、できるだけ集客はできるようにいろんなフェアを用意してくれてまして、人に来ていただけるような企画はいろいろとしてくれてる形になっております。4月もスヌーピーのほうの企画を入れてくれてまして、そういうスヌーピーの形で集客できるっていうような取り組みを、ロゴスパークフェスタの4月20日のほうのフェスタでやる予定になってまして、そういうロゴスさん独自の、やはりここの地元ではできないような、都市部のそういう人気のあるカテゴリーなんかを呼んできていただいての取り組みなんかをしてくれてまして、積極的にできるだけ人においでしてくれるような取り組みはしてくれてます。

魅力向上ということで、キャンプ場も今のところはコンテナとキャンプサイトですけど、新しくグランピングとか、その辺りなんかも検討してくれて、いろんな魅力ができる取り組みなんかを考えてくれてますので、そこら辺もうちのほうも、ロゴスと担当課としまして一緒に協力させていただいて、集客力、当然おっしゃられるようなこと、当然の形ですんで、集客ができるような形の取り組みは今後も引き続きやっていきたいとは考えております。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝そういう独自の企画を打ち出してくれたら納得ができるわけで、やっぱりロゴスブランドの中で優位に、ブランド力に付加価値がついた指定管理料を取られよう、取られいう言葉は悪いですね、お支払いしゅうわけですから、付加価値のある取り組みをそうやって、今日お聞きしたので、少しこの指定管理料のプラスアルファになっちゃう運営料っていうのが意味があるのかなということで理解をするもので、反対をするものではないので、価値がなければ、やはりこの指定管理料というのは、運営するだけでは、これはちょっと高過ぎるなと思いましたので。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝先ほどの補足になりますけど、あと、ショップのほうも地元の食材を使ったそういう飲物なんかも企画をしてくれてまして、できるだけそういうロゴスさんのアレンジで地元のPRもできるような取り組みというのを、こちらのほうからも積極的にお願いをしておりますし、ロゴスさんのほうも御協力いただけるといような話もいただいておりますので、今後そのような取り組みを積極的に行っていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝ありがとうございます。納得できるものだと思います。

それで、ロゴスさんの商品をふるさと納税に返礼品として扱うことっていうのはできないものでしょうか。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝その件につきましては、ロゴスさんと一度そこら辺の協議もさせていただいておりますので、ロゴスさんもそういう取り組みしたいということも言ってますので、取り組んでいきたいとは……。

〔「増やさないでほしいな」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝文化スポーツ・観光課長が言うように、ロゴスさんの商品をとすることはお話はお伺いしておりますが、ふるさと納税の返礼品として出せる地場産品基準というのがあります。それがだんだんちょっと厳格化されてきているといような現状ですので、どういった内容のものを出されるのかというところを、今ちょっとお話を伺いをせないかんとするにはなってます。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝分かりました。

税務課長にお伺いします。76ページの税務総務費に関して、委託料の中の地番現況の異動修正の業務委託費約135万3,000円、これ、何かっていうことと、航空写真の撮影の770万円、どんな活用されるのか、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝まず、地番現況図の異動修正業務ですが、これ、令和4年度にGISを導入をいたしました。その時点で地番現況図を登録しているんですが、その後、法務局のほうから異動があった場合が地番現況図のほうに反映をされていないので、常に最新に持っていくといようなことでございます。が地番現況図に関することでございます。

次に、航空写真及び航空写真の地図作成ですが、これも同じくGISのほうに搭載しているデータでございまして、航空写真においては平成30年くらいだったかな、の分の状況でございまして、最新の航空写真を作成することによって現状は分

かるよということで、その航空写真をもって現状の状況を把握するということでございます。前と今と比べてみて、家があるなしとか、土地の状況が変わっているとかというのを見て判断するというようなことでございます。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝分かりました。

質問の意図として、地番現況の異動のことなんですけれど、これ、委託事業所のほうで修正せないかんものやったら、業務委託料をまた更新する、追加で払う必要がない部分なのかなと思ったのでお聞きした次第です。

課長がおっしゃられるのは、これは市役所側とか、今の法務局の整備の中で過失があるということではなく、どうしても更新されんといかんということでの追加の予算ということですね。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝状況が最新というか、更新をされるというような場合に反映をするということです。瑕疵とかいうわけでなしに、物が変わりましたら常に更新をしていかんといかんということでございます。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝その点は分かりました。更新されるので、決して業者側に過失があって、こっち側がわざわざ払うということではないということが分かったんで。

あと、航空写真の利活用が、グーグルマップでも今、現況は見れる中で、770万円払って、そんなに価値のあることができるのか。グーグルマップでさえ二、三年で更新しゅう中で、770万円だったら、現地に行くスタッフ、あるいは会計年度任用職員なら2人雇用できますよ。外注してもいいじゃないですか。その価値の意味を聞きゅうわけですよ。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝先ほど言われたのが、グーグルマップとかいろんな写真等もあるとか、ドローンとか撮ったという写真もあるんですが、GISに搭載した場合は、その精度というか、そういうふうなGIS上で使えるという写真においては、航空写真、上から撮った分でないとうまく反映ができないという状況がありまして、航空写真の撮影を委託するというものでございます。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝いや、導入時に5,000万円もかけたGISのシステムに、追加で毎年これを700万円ぐらいで写真を追加せんといかんやったら、当初に、昨年度入れるときにこういう経費ってかかるよっていう説明があれば協議の論点が変わってくるがですよ。航空写真って、そんなに案件、高速道路ががががんつきゅう、整備が変わる、宅地開発が行われゅう、山林が変わるいう分ではない中で、ちょっと来年度要りませんよとかいうのかどうかをちゃんと説明をしてくれませんか。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝説明抜かっておりましたが、航空写真におきましては、目標としては3年に1回ぐらいができればと思っております。というのは、評価替えが3年に一遍ありまして、そういう基準になる年度で、その違いを把握する場合は、3年間の異動があったということで把握するには、毎年というよりかは3年に一遍ぐらいの航空写真が撮影ができたらと思っております。

先ほど申しましたように、今の航空写真は古い状態でありまして、最新が入っていないということもあったということで、今回新しく作成を考えておる状況でございます。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝いや、その平成30年から、今、令和6年になって変わっちゃう部分って、市の職員さんやったら、森光課長も分かっちゃうし、僕らでも理解できる。それに770万円かけないかんが、70万円ぐらいでできらあせんかよ。計画的に須崎市全体をそういったGISでデータ管理をしていく、それは市民に付加価値のあるサービスが提供できるなら770万円認めたい。でも、何のためにやるかが見えてこんずつ、毎年こういった3年間かけて須崎市中の情報を更新せないかんという意味は何ですか。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝また抜かっておったんですが、今入っている写真につきましては、個人のデータではなくって外部の写真を借りてるということもありまして、その写真を外部に出せないということもあります。ペーパーとかということもありまして、市のほうで版權というか、それを持ちたいということもございます。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝めちゃくちゃそれ、重要な答えが聞けたので、そういう説明もみんな共有できたら、770万円で須崎市が持つ情報として市民にも公開出せるし、みんなが利用しやすくなるという利便性が高まるということだったら価値があると思いますので、認めたいと思いますので、反対しませんので。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝文化スポーツ・観光課長にお伺いします。

55ページなんですけども、トイレが設置されて私はすごくうれしく思っています。また歓迎されていますが、このピアノの収納倉庫設置工事費が計上されてますけども、これ、どのようにされるのでしょうか、お伺いいたします。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝御質問いただきましたピアノの件ですが、海のそばということもありますんで、せっかく頂いたピアノを野ざらしにしておくわけにいきませんので、公園の隅のほうに、そういう収納庫を造って、使っていただくとき

はそこから出して公園に置いておく、夜はまたしまうという作業をします。移動すると結構ピアノ重いんで、毎日とかって負担になるんで、できるだけそういうところの負担が少ないように、公園の一番いいようなところにピアノの収納庫を構えて、保管をして、出して使っていきたいと思っております。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝それはストリートピアノというようにことをされるということですか。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝まさにそういう形で、今、四万十町の緑林公園さんなんかでそんな取り組みされておりますが、そういうもので公園に出しておいて、ピアノの弾ける方にぜひ弾いていただいてというような形ができないかと考えております。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝結構そのストリートピアノで騒音問題とかにもなってるところもありますので、そこら辺も気をつけていただきたいと思いますけど、ほかのピアノ、何台か買うようにしてましたよね、そのほかの部分についてはどうなってます。これは元気ですか。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝しんじょう君のPR力を活用して発信をしてピアノを7台頂いております。まずは、一番先にお声をいただいた、市政懇談会のほうでお声をいただいた交流ひろばすさきのピアノは、もう既に設置を完了しております。今後、順番に設置のほうを今進めているところですが、今、文化スポーツ・観光課長が言ったロゴスパークであるとか、あと上分保育園のほうからもお声をいただいております。それと須崎総合高校であるとか、あと、そうですね、街角ギャラリーとかに設置を進めているところでございます。

今後、やっぱりそのしんじょう君の発信力でやっているんで、そこでできたやるイベントとかにもしんじょう君、関わってもらって、こういうことができましたっていうようなことも発信していきたいなと考えております。

○宮田委員＝分かりました。

○高橋（祐）委員長＝ほかにはございませんか。

○宮田委員＝もう1点。

○高橋（祐）委員長＝はい、宮田さん。

○宮田委員＝文化スポーツ・観光課長にお伺いします。289ページの先ほど予算の中で万博に参加する費用という、万博関係の予算がございましたよね、それについての説明をもう一度お願いできませんか。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝万博のことについての御質問をいただきましたが、

今の須崎としまして、日本全国の市町村で日本国際博覧会とともに地域の未来社会を創造する首長連合という連合がありまして、その連合の中で万博で地域発信をするとか、取り組みを万博のコンセプトに合った発信をしませんかというのがありまして、そこで須崎市もその首長連合の一員として万博のほうに出て、須崎市、今の考えでは、例えば伝統のいろんな工芸とかありますんで、そのこととか関連して、須崎市のほうの観光とか地域を売り出していきたいと、そういうブースをつくって売り出していきたいというような計画があります。そのための、今年の予算につきましては企画を首長連合さんがするんですけど、その負担金という形になります。

○高橋（祐）委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝今の大阪の万博に向けてですか。

○高橋（祐）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○堅田文化スポーツ・観光課長＝そうなります。再来年度の開催される分です。

○宮田委員＝分かりました。

○高橋（祐）委員長＝ほかにはよろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝それでは、ないようですので……。

宮田さん。

○宮田委員＝先ほどの万博に向けての予算について私は反対するもので、この一般会計予算については、私は反対をいたします。

○高橋（祐）委員長＝それでは、御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋（祐）委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 18 号 令和 6 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 18 号令和 6 年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝それでは、市議案第 18 号令和 6 年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書 59 ページ、別冊令和 6 年度須崎市特別会計予算書の 1 ページでございま

す。令和 6 年度須崎市巡航船特別会計予算は、第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 891 万 7, 000 円と定め、第 2 条では、一時借入金の最高額を 1, 000 万円と定めております。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6 ページでございます。特別会計予算書の 6 ページでございます。1 款 1 項巡航船事業 1 目運航費では、職員の人件費 2 名分として 1, 663 万 4, 000 円となっております。巡航船運航経費 434 万 5, 000 円の主な内訳は、報償費 11 万 9, 000 円は、緊急時などの巡航船の曳航の費用となっております。そのほか需用費 301 万 9, 000 円は、主に燃料費や船の修繕費、消耗品費、役務費 65 万 1, 000 円は、船舶保険料、電話代、上架料など、使用料 1 万円は高速道路代、駐車場代等、工事請負費 54 万 3, 000 円は、深浦の乗り場の修繕に係る工事費でございます。2 目事務費では、事務職員 1 名分の人件費で 700 万 6, 000 円、その他運航に係る事務経費として 22 万 6, 000 円でございます。

続いて、7 ページでございます。2 款 1 項公債費では 1 目元金 20 万 4, 000 円、2 目利子 2, 000 円、次に、8 ページで、3 款予備費として 50 万円を計上しております。

次に、これらに充当する財源でございますが、4 ページの歳入をお願いします。1 款 1 項事業収入 1 目巡航船運賃収入では、乗客運賃収入と手荷物運賃収入で 106 万 2, 000 円、2 款国庫支出金 1 項国庫補助金で 607 万 6, 000 円、3 款県支出金 1 項県補助金では 920 万 4, 000 円、4 款繰入金では一般会計からの繰入金 1, 256 万 9, 000 円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝巡航船の会計に関してなんですけれど、以前まだ職員であった山崎新二郎さんが退職する機に巡航船の経営、継続をするのか見直したりっていうことを一つの焦点に、それがポイントにされておった時期があって、今回、山崎宣孝さんと野島さん、今、運航される職員さんもおられるんですけれど、市の考え方、我々共通してきたのは、県からの定期航路ということで、市の負担が職員さんの 700 万、800 万ぐらいの一般会計持ち出しで 2 人雇用ができちゅうので存続していこうじゃないかみたいな中でやっていく中で、地元の小学生も今、利用されゆう方が 5 名以下になってきて、スクールバスもほとんどみんな自家用車で送っていったりする現況を踏まえたら、山崎宣孝さんが退職する機に、この経営を観光船として定期航路で残すのであれば、今の巡航船じゃなくて遊覧船のような、イメージとしては湖、山中湖とかああいうところで運航しゅような、トイレもある、エンジン音も静かでみんなが楽しめる観光船なら浦ノ内湾の風光明媚なところを走る定期航路として価

値があつてランドマークになるけれども、外にも出れません、トイレもついていません、それで観光で売り出そうとする考え方は、これは継続するべきやないなど。

地元の声として、僕は全部代表して言ゆうわけやないけど、もう巡航船要らんよねという声もありますし、判断する時期もまたこれは決めるべきではないかなと。市としてどういう経営をするためにこれを存続させて予算化していこうっていう、当初予算に向けて、これ、同じように上げてきゆうわけですけど、山崎宣孝さんが退職する年齢に再来年なるわけですけど、それを踏まえたら、もう来年度に向けての予算もやっぱり協議せんといかんと思うがですけど、その検討をしゆう内容についてちょっと我々も共有したので、報告なり意見を聞かせていただけないでしょうか。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝巡航船の在り方につきましては、もう数年前より毎年のように政策推進会議でもあげて、市長をはじめ企画課含めて、どのようにしていくかというのを検討しております。

新二郎さん、以前の3人体制の船長のときから、1人退職されて2名になったときに、経営状況はずっと赤字のままというのは御承知のとおりですので、何とかそこを減らすということで、便数を減らしたり、時間に乗る時間、特に利用される時間ということで、そこは大分切り詰めたり、あと、2船、2つの船でやってましたけれども、今は1隻だけで往復みたいな形にしております。

利用は減ってはいるんですけども、やはりお遍路さんであるとか、そういった利用が若干ございます。学生の利用につきましては、今年を対象が3名だったと思いますが、うち2名は自家用で御家族の方がお送りしてるんで、実質乗られているのは1名かと思われます。1名につきましても毎日のようにには恐らく乗っていないのかなというふうに認識しております。なので、実際学生については、今後もなかなか利用される方が少ないのかなということで、政策推進会議の中でそうしたことを話す中で、今の定期運航のままだがどうなのかなという議論はずっとしております。形を定期ではなくて、スクールボートみたいにするだとか、そういったお話もあるんですけども、ただ、今の状況で、少ないとはいえ、お遍路さんをはじめ、あと南岸の地域の方も、毎日乗らないにしても、乗るということで、言えば巡航船がなくなれば、交通の便が南岸の地域の方にとってはなくなりますので、定期の廃止というのは慎重に行わなければいけないというふうには考えております。

そのバスを走らすという話で代替という、当然そういった考えもうちも案として上げてはいるんですけども、巡航船のように正面に近いというか、南岸地域が横浪半島の一番上に通ってる道路から全ての谷が下へ入るという地形のことを考えますと、1日に今、巡航船3便走ってますけれども、1日3回新たに全てバスで行くっていうのは非常に現実的ではなくて、そこもバスの代替ということで考えれば、

例えば月曜日にこの谷、火曜日にこの谷ということは、1 週間に 1 回ないし 2 回の便になってしまうということも地元の方に御理解いただいた上で在り方を検討しないといけないというのがまず 1 つあります。なので、慎重にそこは今も検討しているところです。

それと、観光につきましては、貸切りというのが今ちょっと増えてまして、去年から今年もすごい数が増えてます。すごいっていいまでも 15 件程度だったと思いますが、1 時間の貸切りが増えてるという状況です。これは県のほうと市の観光協会とかが PR してくれて、台湾とかの旅行会社さんもツアーの途中で入れてくれる。要するに、横浪もしくは坂内から鳴無神社へお参りするというようなコースを間に入れてくれるということで、それが結構好評でして、よかったという声になってまして、ツアー会社の方も喜んでいただいてまして、次のときのネタになっているという状況です。なので、観光という面では、そういった意味の分を目指したいというのが私どもの考えではあります。ただ、定期については、おっしゃるように、検討を今ずっとしているんですけども、今はそういう状況です。

あとすみません、もう一つだけ。船長の退職につきましては、私どもも退職して 1 名になったらということを考えておりましたけれども、退職後の定年延長というのがありまして、60 になっても辞めるということではないですので、今の定年延長のまま最長でいきますと、あと 9 年か 10 年ぐらいが、そこまでこれるというのが今の状況であります。

○高橋（祐）委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 0 時 01 分 再開

○高橋（祐）委員長＝それでは、引き続き会議を開きます。

松田さん。

○松田委員＝観光の側面と子供たちの通学路の確保、市民の足というのは理解は十分していることなんですけれども、それならそのやり方として、僕らは指定管理で、今の年収 800 万円で、あの船長の給料は市民からのすごく疑問の声を以前からいただいています。ただ、権利があるので、それを退職を機に、そういう指定管理にしてやれば圧縮ができるので、黒字とまで言いません、赤字の軽減ができる。辺地の離島扱いということで、自治体が自由に使えるということです。ずっと引っ張ってきた事業ということがありますがやけど、それなら巡航船も小型化する、あるいは遊漁船として登録されちゅう船であれば幾らでももっと小型化であり、もう少しトイレもある利便性のあるボート系のやつでもいいわけですので、確かにあの形が風光明媚でえいというこだわった偏屈を言う方もいらっしゃるけれども、観光で利用するな

ら、そういったことを協議するべきじゃないかなと思います。

職員さんの扱いについて慎重にこれは発言せんと、退職を促すようなことではないですので、ただ市が経営をしゅう以上、これはどっかのタイミングで指定管理で、山崎さんらに指定管理受けてくれませんか、その代わり給料は下がりますよという対応でいいんじゃないかと。そういう議論を庁内の中でされんと、議会としてはいつまでもこの予算で、辺地で離島やと言うて、地元からはもういいよと、スクールバスも走らせてもうて、車のタクシーチケットも充実させてもうて、最近はやっぱ生活の上ではそういった巡航船の活用って変わってきちゅうんで、現実とやっぱちょっと乖離してきゆう部分での判断は、ここ二、三年、その山場は来と思うので、職員さんにちゃんと丁寧な説明をしながら、チームで、あんたたちが法人化するなりで経営をしませんかとかいうことを議論をしてもらったのを議会へ上げてもらえれば、我々も存続させていきたいし、あそこで遊覧船的な面白い海賊船のような定期航路が走りよったら乗りませんかって言えるけど、台湾から来た一例がいいねって、そりゃ聞いたらいいねって言いますよ。でも、本当に乗って、現実にあのエンジン音と、外にも出て空気が春と秋なんて物すごくいいわけですよ。外で風当たって、船の上っていうのは。でも、あんなやかましいエンジン音でいいなんて評価はあり得ませんよ。そういったことを改善する意識がないかっていう質問です。

○高橋（祐）委員長＝企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝台湾からの一例だけがいいということではないですので、十何回乗ってる方の大体がよかったって言っている。今、全然そんなんないんで、松田委員はおっしゃいますけど、そうじゃないひともいますので、御自身の意見だけじゃなくて、実際私どもはそういう声を聞いているので、それが事実ですので、それを言っただけです。

確かに音もうるさいですし、外にも基本出れないですので、運行中は。窓開けるしかほかないんですけれども、なぜかそれがよかったというのもありますし、おっしゃるように、遊覧で別の船を構えて、小型の船を構えてトイレもある、そこはもちろんそうはしたいんですけれども、それこそ今の数、乗客が必ずたくさん観光で増えるっていう前提がないと、なかなかその船の改修、今の段階ですけれども、船を新しくするとかっていうのは難しいと思っておりますので、どこかで観光の部分に、今は両方と言ってますけれども、シフトをして、というのはもちろん計画立てて考えていかないといけないというのは認識はしております。

○高橋（祐）委員長＝副市長。

○平井副市長＝今、委員おっしゃるとおりでして、それと課長も説明しましたとおり、政策推進会議でもこれは本当に長く議論してきてます。いろんな面があります。使い方として、定期といいますか、航路、それと観光の面、そういった使い方のとこ

ろも大分変わってきておりますので、そういったところを含めて検討しておりますが、方向性としては、浦ノ内湾に船が行き来をしているという状況の在り方が、どういう形が一番いいのかというあたりを含めて考えたいと思っておりますので、観光、それから定期の船も含めて、在り方のほうは、一つおっしゃられた職員さんのようなところの契機はありますが、それを何とか考えながら考えていきたいということで進めておりますので、こちらのほうも引き続き提案できるようにしたいと思います。

○高橋（祐）委員長＝松田さん。

○松田委員＝何でもしんじょう君の力を借りるわけやないけど、しんじょう君まがいの遊覧船ができれば、クラブファンで1, 000万円や2, 000万円集まるのであれば、船なんてチャーターもできると思うし、地元の漁師さんだって遊漁船の講習さえ受ければ、船長さんもたくさんおるので、指定管理の在り方として、やっぱり直営ではなくって、指定管理で運営をする方向というのをぜひ検討していただきたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

○高橋（祐）委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝松田委員の議論に割り込んで申し訳ないんですけど、政策推進協議会は議論をしゅう中ですけど、せつかく、ちょっとこの委員会は違ひますけど、自主組織ですよね、そういった声も、まずその航路の在り方とか必要性とか、そういうやっぱり地域住民の意見、松田さんも言ひよったけど、本当に必要かどうか、そういったことの声も反映させていきながら、また投げかけるといふ、自主組織もそれなりのやっぱり議論をしてもらふ、地域住民の議論をしてもらふということも必要やと思ひます。それをちょっと付け加えて、政策推進協議会で行政の方向は決まったからこうですではなく、やはり地元の意見も入れながらの並行した議論をしていただきたいと思ひますので、その辺を付け加えて、答弁求めませんけど、よろしくお願ひします。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よつて、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第19号令和6年度須崎市バス事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○宮本企画情報課長＝市議案第19号令和6年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書60ページ、同じく別冊令和6年度須崎市特別会計予算書の13ページでございます。令和6年度須崎市バス事業特別会計予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,214万7,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

では、事項別明細書の歳出より御説明申し上げます。17ページをお願いします。1款1項バス事業費1目運行費、バス運行経費2,044万2,000円の主なものは、需用費189万円の内訳は、消耗品としてノーマルタイヤと冬のスタットレスタイヤの代金、修繕料としてバスの点検に係る費用でございます。役務費120万2,000円は保険料やバス停周辺の草刈り費用など、委託料ではバス運行委託料として1,720万円、使用料及び賃借料はバスが故障した場合の代替車両使用料として10万円、公課費は重量税で2台分の5万円となっております。2事務費では、バス運行事務経費として需用費など1万3,000円となっております。

18ページをお願いします。2款1項公債費1目元金では償還元金118万9,000円、2目利子3,000円、3款予備費として50万円を計上しております。

これらに充当する財源でございますが、16ページの歳入をお願いします。1款事業収入1項バス運賃収入では385万6,000円、2款国庫支出金1項国庫補助金447万1,000円、3款繰入金では、一般会計からの繰入金として1,382万円でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○高橋（祐）委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 27 号 令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 27 号令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）についてのうち当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 27 号令和 5 年度須崎市一般会計補正予算（第 12 号）につきまして、総務課所管分から御説明をいたします。

議案書は 68 ページ、別冊補正予算書令和 6 年 3 月補正をお願いをいたします。まず、16 ページでございます。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目一般管理費、職員人件費更正は、退職者の増加及び交流職員人件費負担分で 5,659 万 7,000 円の補正となっております。第 5 目財産管理費、市有財産管理費更正 16 万円は、水道料及び下水道料の不足分でございます。第 9 目諸費が国庫返還金更正で 15 万 9,000 円、第 10 目財政対策費、減債基金積立金更正 2,879 万 8,000 円は、臨時財政対策債に係る交付税が前倒しで措置されたため一旦積み立てるものでございます。

次に、7 ページをめくっていただきまして、第 3 表債務負担行為補正でございますが、庁舎整警備業務委託につきまして、期間を議決日から令和 6 年度まで、限度額は 1,401 万 5,000 円として追加をお願いするものでございます。

最後に 8 ページの第 4 表、地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきまして限度額を 2,060 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。災害復旧事業を 10 万円増の 7,660 万円、過疎対策事業を 930 万円増の 13 億 3,900 万円、緊急自然災害対策防止事業を 120 万円増の 5,200 万円、緊急浚渫推進事業 120 万円減の 2,430 万円とし、起債総額を 940 万円増の 16 億 3,330 万円に変更しようとするものでございます。以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室所管分の御説明を申し上げます。

補正予算書の 16 ページをお願いいたします。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の企画管理費更正 70 万円は、市長公務の県外旅費の不足により増額更正しようとするものでございます。次に、6 目企画費の海のまちプロジェクト推進事業費更正 30 万 5,000 円は、海のまちプロジェクトの取り組みである、まち丸ごとホテルの一つとして活用を考えております吉村旅館の取得に向けた不動産鑑定を行おうとするものでございます。

次に、補正予算書 7 ページにお戻りください。第 3 表債務負担行為補正、2 行目です。須崎市海のまちづくり推進施設指定管理業務委託としまして、期間を議決日から令和 6 年度まで、限度額を 1, 8 0 0 万円として債務負担行為を追加で起こそうとするものでございます。以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝防災課長。

○久万防災課長＝防災課分について、同じく別冊補正予算書 1 6 ページ下段からをお開きください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 2 目防災対策費 1 8 節負担金補助及び交付金 1 4 万 6, 0 0 0 円の補正は、県の救急安心センター事業、いわゆる # 7 1 1 9 ですが、こちらの市町村負担金増額によるものであります。

続きまして、2 1 ページをお開けください。2 1 ページ下段、9 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費 1 8 節負担金補助及び交付金の高幡消防組合負担金更正額 3 1 0 万 6, 0 0 0 円は、消防本部経費負担金 1 3 6 万 6, 0 0 0 円の増額、須崎消防署経費負担金 4 4 7 万 2, 0 0 0 円の減額、防火水槽及び消防団可搬ポンプ整備事業完了による不用額 1 5 4 万 8, 0 0 0 円の更正減の合計額による減額補正となっております。2 目非常備消防費 7 2 万円の増額補正は、消防団員出動手当の増額補正であります。

次に 5 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費、建築物耐震対策緊急促進事業費 2, 9 1 5 万 7, 0 0 0 円は、県が指定する緊急輸送道路沿道の建築物の耐震改修費に係る補助金で、工事の完了が遅れる見込みによる繰越しであります。

最後に 7 ページ、第 3 表債務負担行為補正でございます。救急業務協定負担金 2 3 0 万円、浦ノ内東部地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金 2 3 0 万円であります。期間は議決日から令和 6 年度まででございます。

以上、よろしく申し上げます。

○高橋（祐）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝税務課所管分について御説明いたします。

別冊予算書 1 7 ページをお願いします。2 款総務費 2 項徴税費 2 目賦課徴収費、賦課徴収費の増額更正 5 6 万 5, 0 0 0 円につきましては、令和 6 年度から督促状などに係る地方税統一 QR コードの活用に伴う基幹税システムの改修委託料でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○高橋（祐）委員長＝元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝それでは、元気創造課所管分について御説明いたします。

補正予算書の 1 9 ページをお願いします。第 7 款商工費第 1 項商工費第 2 目商工振興費、道の駅管理運営事業費更正 1 9 0 万 3, 0 0 0 円につきましては、駅舎における非常放送設備及び非常用設備受信機の老朽化により放送の際に雑音が入るな

どの不具合が生じており、緊急時の対応のため早急な更新工事が必要となったものでございます。

また、5 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正の下から 3 段目でございます。第 7 款商工費第 1 項商工費、道の駅管理運営事業費 1 9 0 万 3, 0 0 0 円でございますが、先ほどの緊急放送設備等の更新工事に係る費用であり、全額繰越しをするものでございます。次に、その 1 段下、食品加工継続支援事業費 2, 5 0 0 万円に関しましては、令和 6 年 2 月補正により専決処分をさせていただいた須崎市食品加工業継続支援事業費補助金に係る費用であり、全額を令和 6 年度に繰越しをするものでございます。

次に、7 ページでございます。第 3 表債務負担行為でございますが、集落活動センターあわ指定管理業務委託について債務負担行為を行うもので、期間は議決日から令和 8 年度までの指定管理期間とし、限度額を 1 0 7 万 4, 0 0 0 円とし、また、次の 1 つ下の段でございますが、すさき街角ギャラリー指定管理業務委託について債務負担を行うもので、期間は議決日から令和 8 年度までの指定管理期間とし、限度額を 3, 6 6 2 万 1, 0 0 0 円としようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 3 3 号 指定管理者の指定について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 3 3 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝市議案第 3 3 号指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書 7 4 ページをお願いします。本議案は、街角ギャラリーの管理等を地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づきまして、須崎市鍛冶町 1 番 2 0 号、一般

社団法人すさき芸術協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第 6 項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案 34 号 指定管理者の指定について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 34 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気創造課長。

○松浦元気創造課長＝市議案第 34 号指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書 75 ページでございます。本議案は、集落活動センターあわの管理等を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づきまして、須崎市安和 248 番地 3、集落活動センターあわを指定管理者に指定することにつきまして、同条第 6 項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

市議案第 35 号 指定管理者の指定について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 35 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝それでは、市議案第 35 号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書 76 ページでございます。本議案は、須崎市海のまちづくり推進施設の管理等について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、須崎市東古市町 1 番 30－1 号、一般社団法人須崎海のまち公社を指定管理者に指定することについて、同条第 6 項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間としています。以上でございます。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝推進室長、この指定期間なんですけど、現状的に 1 年って期間を短くされちゃう、通常これだけ投資もされて重心を置かれちゃう取り組みで、1 年というのは結構投資をする意味では中長期で投資がしづらいのにもかかわらず 1 年にした理由は何があるんですか。

○高橋（祐）委員長＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝指定期間の 1 年ですが、須崎のサカナ本舗はオープンしてまだ 3 か月というような状況の中で、この 1 年を通した季節ごとの水揚げされる魚種でありますとか、提供メニューも、また今はオープニングイベントもあって、集客効果のあるオープニングイベントもあったということで、ちょっとこの複数年の指定期間にするには、まだ判断する実績というか材料にまだいかなのかないうことで、一旦 1 年でその状況を見て、その次の指定期間のほうを検討するという判断をしたところでございます。

○高橋（祐）委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝それやったら、結局もうけてなかったら、やっぱりやらんとか言うかもしれないね、この団体は。そう逃げ道をつくっちゃうがやろう、結局。御答弁お願いします。

○高橋（祐）委員長＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝そのサカナ本舗は、今すごい集客ある中で、この指定管理の部分に関しては、飲食の部分とは切り離れた部分、魚のPRであるとか、大漁堂については観光情報の発信とかありますが、そのPRの方法について指定管理をお願いするところと、市のほうと、例えば須崎の魚の認定店みたいなことも今、協議をしておりますので、そういったことも含めてこの1年間でちょっと詰めていきたいというところです。

○高橋（祐）委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝この大漁堂ができてからずっと僕も指摘させてもらいゆうけど、なかなか経営状況がよくないと。だから、結局そういうものも持ちちょっとでも大変なものになってくるきね、その辺もうちょっと、いかに社団法人つくってやっていくということで、今回、指定管理によってやっていきながら様子を見たいという気持ちもあるかもしれんけど、今まさに言われたように、それなりのやっぱり、1年でやっぱりまずかったからやめますって感じでやられたら困るきよね。3年ばあのくくりで信念持ってやってもらわんと。その辺、向こう、この公社のほうは、いう気持ち、意気込みも知りたいけどね。それによって今後のことよね、1年じゃ明らかに短いのではないかと思いますけど、その辺の考えとかどうでしょうか、公社の考えは。御答弁お願いします。

○高橋（祐）委員長＝プロジェクト推進室長。

○國澤プロジェクト推進室長＝公社のほうは、一般社団法人ということで、社員ということで、須崎市と高知信用金庫様の2名の社員で、あとのその理事等は市内の地域のまちづくりに関わってる方なんかに入っております。その信用金庫さんも含めて、指定管理の業務、須崎のサカナ本舗、大漁堂の運営について再度協議をさせていただいて、次の指定期間のほうをまた考えていきたいと思います。

○高橋（祐）委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝分かりました。

よく市民から言われます、いっそのこと信金でやらいたらというふうな意見もあちこちで聞こえますのでね、その辺らもよく重々考えて、また今後考えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。以上で終わります。

○高橋（祐）委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 44 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 44 号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 44 号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書（その 2）1 ページから 3 ページでございます。本議案は、職務職責の規定における係長職の重複解消と、職務、職責、職名の見直しによりまして、非役付職員の昇格基準を改め、人事評価を昇格、昇給にしっかり反映させることにより、更なる人材育成と組織の活性化につなげようとするものであります。

2 ページ、3 ページの改定内容でございますが、第 1 条で、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正として、附則に第 13 項及び第 14 項を加えることといたしております。第 13 項は、令和 6 年 4 月 1 日の前日において 4 級である職員のうち、規則に定める者については 3 級に切り替えること及び給料月額について規定をいたしております。第 14 項は、4 級を係長と主任に改め、3 級から係長を削除するものであります。

第 2 条の改正といたしましては、一部の職務を経過措置として、令和 7 年から適用するための措置に係る改正となっております。

なお、附則といたしまして、第 1 条で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたしておりますが、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

第 2 条では、令和 6 年 4 月 1 日における職務の級の切替え等に伴う経過措置として、第 1 項では差額の支給について、第 2 項では権衡上の措置について、第 3 条では、切替日以降の異動者の号給調整について定めております。

第 4 条、第 5 条は、第 2 条、第 3 条と同様の内容で、令和 7 年 4 月 1 日における職務の級の切替えに伴う経過措置を、第 6 条では、規則への委任について定めることといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 4 5 号 債権の放棄について

○高橋（祐）委員長＝続きまして、市議案第 4 5 号債権の放棄についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 4 5 号債権の放棄についてにつきまして御説明をいたします。

議案書（その 2）の 4 ページでございます。本議案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、債権を放棄することにつきまして議決をお願いするものであります。

債権の名称は、移転補償契約に関する公金支出返還請求事件に係る損害賠償金、債務者は、宗教法人円教寺、債権金額は、元金及び遅延損害金合わせて 2 億 8 3 2 万 1, 8 2 2 円。

放棄の理由といたしましては、強制執行等により無資産となり、この間の法人運営状況から資力の回復が困難で、債権を回収する見込みがないためといたしております。

少し長くなりますが、再度内容につきまして御説明をさせていただきます。事件の概要、これまでの経過等について、令和 5 年 1 2 月 2 1 日開催の議員全員協議会で配付いたしました資料をなぞらえる形となりますが、改めて御説明いたします。

初めに、本件は、小集落地区改良事業による移転補償に係る公金支出について訴訟が提起され、裁判判決で宗教法人円教寺に損害賠償の支払いが命令されたものであります。

小集落地区改良事業は、部落差別の一因となっている住環境の整備改善を図るため、昭和 5 8 年に建設省から事業計画の承認を得て着手されました。円教寺については、敷地西側部分を道路用地として買収し、地区内道路を新設、幅員 2 メートルから 5 メートルへ拡幅することとし、地区改良道路栄町 6 号線拡幅に着手をいたしました。道路拡幅に伴い、円教寺住職、長谷川龍生氏所有の建物 3 棟が拡幅上の買収、除却対象となりました。当初の事業計画では、本堂の敷地は社寺用地で公共性

も高いことなどから買収、除却の対象とはならず、そのまま存置される予定でありましたが、当時の円教寺の住職と門徒らが本堂を含めた一体的な移転の陳情運動を展開し、須崎市は本件建物の除却に関連して、本堂と建物を一体的に配置しなければ寺院の機能が充足されないなどの理由で、平成6年3月8日、建設大臣に事業計画変更の承認を申請して、同月9日に承認を得ました。

平成7年2月14日、長谷川龍生氏との間で建物買収、除却契約及び土地売買契約を締結するとともに、円教寺との間で本堂の移転補償契約を1億5,251万2,000円で締結、平成7年2月24日、移転補償契約前払い金4,575万円を支出、平成8年5月17日、残金の1億676万2,000円、これが後の訴訟対象となるものですが、これが支出されたものでございます。

その後、平成8年12月5日、檀家で後の原告となる2名から、9月5日、移転補償1億676万2,000円は違法に支出されたもので、国庫補助返還金等の損害防止の措置を取れとの趣旨の住民監査請求がありましたが、市の監査委員会は平成9年2月20日、これを棄却決定いたしております。

この棄却を受けまして、平成9年2月26日、原告2名が支出当時の吉川市長、円教寺代表役員を被告として高知地方裁判所に提訴、平成13年4月3日、そもそもの移転の必要性などから移転補償契約は違法であるとされ、円教寺は須崎市に1億676万2,000円及び、これに対する平成8年5月17日から支払い済までの年五分の割合による金利を支払えとの判決が言い渡されました。

その後、平成13年6月1日に円教寺が、平成13年6月14日に原告のうち1名がそれぞれ高松高等裁判所に控訴いたしました。いずれも棄却された後、平成14年7月19日、最高裁判所の不受理が決定いたしております。

その後、最高裁判所の不受理決定以降、円教寺から返還がなかったことから、平成15年9月に競売手続を開始、平成16年4月30日に円教寺から定期預金、普通預金の解約金1,080万9,303円が自主納付されるとともに、円教寺本堂の不動産競売により長谷川氏が3,515万円で落札、平成16年10月8日、当該競売代金が市に配当され、自主納付を遅延損害金に充当した後、競売配当金から必要な費用を控除した残額を遅延損害金及び元金に充当した結果、1億627万9,729円の元金が残額として残ったものであります。

その後、目立った動きや新たな返還等はなく、10年経過による時効を迎える前の平成26年8月21日に債権保護のための債務承認を取り付けたものであります。以降、これまでの間、毎年、催告書を手渡し、住職及び総代等に元金、遅延損害金の確認をしてきてもらっておりましたが、この極めて返還が困難な債権について、改めて取扱方針を検討する必要があるとの認識の下、令和3年度から円教寺と協議を開始するとともに、令和4年度からは政策推進会議の課題として市長、副市長とも情報共有を図ってまいりました。そして、この間、債権放棄の可能性や新たな係

争の可能性、顧問弁護士とも相談しながら検討を進めてきた結果、債権放棄が可能であるとの判断に至ったものであります。

庁内手続きといたしましては、本年2月16日に非強制徴収債権処理審査委員会で審査、2月28日の庁議による債権放棄の方針決定を経て、令和6年2月21日、議員の皆様にご説明をさせていただいたところでございます。

なお、債権放棄に先立ちまして、少しでも返還いただくよう働きかけた結果、国税徴収法で差押対象外とされる法要祭祀に必要な動産を除く動産、例えば屋外の上人像や本堂内の香炉、椅子、座布団、テレビなど、住職が100万円で買取り、宗教法人円教寺としての手持ち現金10万7,470円を合わせて110万7,470円が新たに3月1日付で納付されております。これによりまして、宗教法人円教寺は、現時点で動産を含め無資産となったということでございます。

ちなみに、宗教法人円教寺から、これまで納付された金額は2度の自主納付及び競売配当の合計で4,706万6,773円となっております。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○高橋（祐）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（祐）委員長＝なければ、以上で総務委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~

○午後 0時38分 散会